

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
1	第1編 総則	第1編 総則	
1	第1章 計画の目的	第1章 計画の目的	
1	第2節 計画の性格	第2節 計画の性格	1. 県の地域防災計画の修正の反映
2	3 南海トラフ地震防災対策推進計画(略) 〔南海トラフ地震防災対策推進地域〕 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、県内の全市町村（平成26年3月28日現在）である。 <u>(追加)</u>	3 南海トラフ地震防災対策推進計画(略) 〔南海トラフ地震防災対策推進地域〕 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、県内の全市町村（平成26年3月28日現在）である。 <u>〔南海トラフ地震防災対策特別強化地域〕</u> <u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第10条第1項に基づき、推進地域のうち特別強化地域として指定された地域は、次の3市町（平成26年3月28日現在）である。</u> <u>豊橋市、田原市、南知多町</u>	
5	第3節 社会的条件(略) (5) 地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下している。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。	第3節 社会的条件(略) (5) 地域社会の変容に伴い、コミュニティ <u>二</u> 意識が低下している。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ <u>一</u> 等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。	2. 碧南市各部署における活動の反映等
12	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	
12	第1節 防災の基本理念(略) 市を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定」及び過去の災害から	第1節 防災の基本理念(略) 市を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定 <u>及び減災効果</u> 」及び過	2. 碧南市各部署における活動の反映等

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																								
12 13	得られた教訓を踏まえ、(略) 第2節 重点を置くべき事項 防災基本計画及び「第3章 被害想定」を踏まえ、地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。	去の災害から得られた教訓を踏まえ、(略) 第2節 重点を置くべき事項 防災基本計画及び「第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。	(表記の整理) 2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																								
15	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱																									
15 17	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 指定地方行政機関	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 指定地方行政機関	1. 県の地域防災計画の修正の反映																								
18	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>東海財務局</td><td>(略) (6) 上記 (1)～ (6)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。</td></tr><tr><td>東海農政局</td><td>(略) (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。</td></tr><tr><td>中部経済産業局</td><td>(4) (略) (追加)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第四管区海上保安本部</td><td>(略) (4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。</td></tr></table>	機関名	内 容	東海財務局	(略) (6) 上記 (1)～ (6)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。	東海農政局	(略) (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。	中部経済産業局	(4) (略) (追加)	(略)	(略)	第四管区海上保安本部	(略) (4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>東海財務局</td><td>(略) (6) 上記 (1)～ (5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。</td></tr><tr><td>東海農政局</td><td>(略) (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。</td></tr><tr><td>中部経済産業局</td><td>(4) (略) (5) 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第四管区海上保安本部</td><td>(略) (4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告（港則法）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。</td></tr></table>	機関名	内 容	東海財務局	(略) (6) 上記 (1)～ (5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。	東海農政局	(略) (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。	中部経済産業局	(4) (略) (5) 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。	(略)	(略)	第四管区海上保安本部	(略) (4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告（港則法）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。	(表記の整理) (業務見直しに伴う修正)
機関名	内 容																										
東海財務局	(略) (6) 上記 (1)～ (6)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。																										
東海農政局	(略) (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。																										
中部経済産業局	(4) (略) (追加)																										
(略)	(略)																										
第四管区海上保安本部	(略) (4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。																										
機関名	内 容																										
東海財務局	(略) (6) 上記 (1)～ (5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。																										
東海農政局	(略) (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。																										
中部経済産業局	(4) (略) (5) 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。																										
(略)	(略)																										
第四管区海上保安本部	(略) (4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告（港則法）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。																										
19	中部地方整備局 (略) (2) 初動対応 (追加) ア 情報連絡員（リエゾン）等及び (略) イ 緊急車両の通行を確保するため (略)	中部地方整備局 (略) (2) 初動対応 ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 情報連絡員（リエゾン）等及び (略) ウ 緊急車両の通行を確保するため (略)	(表記の整理)																								
20	5 衣浦東部広域連合消防局 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>碧南消防署（以下、消防署）</td><td>(略) (9) 消防団活動の指揮命令を行う。</td></tr></table>	機関名	内 容	碧南消防署（以下、消防署）	(略) (9) 消防団活動の指揮命令を行う。	5 衣浦東部広域連合消防局 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>碧南消防署（以下、消防署）</td><td>(略) (9) 消防団を所轄の下行動させる。</td></tr></table>	機関名	内 容	碧南消防署（以下、消防署）	(略) (9) 消防団を所轄の下行動させる。	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																
機関名	内 容																										
碧南消防署（以下、消防署）	(略) (9) 消防団活動の指揮命令を行う。																										
機関名	内 容																										
碧南消防署（以下、消防署）	(略) (9) 消防団を所轄の下行動させる。																										

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																
20	6 指定公共機関	6 指定公共機関	1. 県の地域防災計画の修正の反映																
21	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>中部電力株式会社(※1)、株式会社 J E R A、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)</td><td>(※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ。) (※2) 関西電力送配電株式会社を含む。(以降同じ。) (※3) 電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</td></tr><tr><td>東邦瓦斯株式会社</td><td>(略) (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 (追加)</td></tr></table>	機関名	内 容	(略)	(略)	中部電力株式会社(※1)、株式会社 J E R A、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ。) (※2) 関西電力送配電株式会社を含む。(以降同じ。) (※3) 電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)	東邦瓦斯株式会社	(略) (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 (追加)	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>中部電力パワーグリッド株式会社(※)、株式会社 J E R A</td><td>(※) 刈谷営業所を含む。(以降同じ。) (削除) (削除)</td></tr><tr><td>東邦瓦斯株式会社 (※)</td><td>(略) (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 (※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</td></tr></table>	機関名	内 容	(略)	(略)	中部電力パワーグリッド株式会社(※)、株式会社 J E R A	(※) 刈谷営業所を含む。(以降同じ。) (削除) (削除)	東邦瓦斯株式会社 (※)	(略) (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 (※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)	(指定公共機関の追加に伴う修正)
機関名	内 容																		
(略)	(略)																		
中部電力株式会社(※1)、株式会社 J E R A、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ。) (※2) 関西電力送配電株式会社を含む。(以降同じ。) (※3) 電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)																		
東邦瓦斯株式会社	(略) (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 (追加)																		
機関名	内 容																		
(略)	(略)																		
中部電力パワーグリッド株式会社(※)、株式会社 J E R A	(※) 刈谷営業所を含む。(以降同じ。) (削除) (削除)																		
東邦瓦斯株式会社 (※)	(略) (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 (※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)																		
22	<table><tr><td>ソフトバンク株式会社</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr></table>	ソフトバンク株式会社	(略)	(追加)	(追加)	<table><tr><td>ソフトバンク株式会社</td><td>(略)</td></tr><tr><td>楽天モバイル株式会社</td><td>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</td></tr></table>	ソフトバンク株式会社	(略)	楽天モバイル株式会社	(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。									
ソフトバンク株式会社	(略)																		
(追加)	(追加)																		
ソフトバンク株式会社	(略)																		
楽天モバイル株式会社	(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。																		
24	8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者	8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者	2. 碧南市各局における活動の反映等																
	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>一般社団法人 碧南市医師会</td><td>(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。 (追加)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	内 容	一般社団法人 碧南市医師会	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。 (追加)	(略)	(略)	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>一般社団法人 碧南市医師会</td><td>(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。 (3) 遺体の検案に協力する。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	内 容	一般社団法人 碧南市医師会	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。 (3) 遺体の検案に協力する。	(略)	(略)	(表記の整理)				
機関名	内 容																		
一般社団法人 碧南市医師会	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。 (追加)																		
(略)	(略)																		
機関名	内 容																		
一般社団法人 碧南市医師会	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。 (3) 遺体の検案に協力する。																		
(略)	(略)																		
25	第2編 災害予防	第2編 災害予防																	
25	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進																	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																								
25	基本方針 ○ 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、(略)	基本方針 ○ 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ ^二 等による共助が大切であり、(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																								
25	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 防災協働社会の形成推進</td><td>(市) 本部班(防災課)</td><td>1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取り組み 1 (3) 産官学民連携による取り組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</td></tr><tr><td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td><td>(市) 本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、社会福祉協議会(追加)</td><td>1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</td></tr><tr><td>第3節 企業防災の促進</td><td>(市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)、土木施設管理班(土木港湾課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)</td><td>1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1 (5) 地域との共生と貢献 2 (1) 事業継続計画(BCP)等の策定促進 2 (2) 相談体制等の整備 2 (3) 応急復旧体制の検討</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 防災協働社会の形成推進	(市) 本部班(防災課)	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取り組み 1 (3) 産官学民連携による取り組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) 本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、社会福祉協議会(追加)	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	第3節 企業防災の促進	(市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)、土木施設管理班(土木港湾課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)	1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1 (5) 地域との共生と貢献 2 (1) 事業継続計画(BCP)等の策定促進 2 (2) 相談体制等の整備 2 (3) 応急復旧体制の検討	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 防災協働社会の形成推進</td><td>防災課</td><td>1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取り組み 1 (3) 産官学民連携による取り組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</td></tr><tr><td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td><td>防災課、地域協働課、社会福祉協議会 <u>日本赤十字社</u></td><td>1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</td></tr><tr><td>第3節 企業防災の促進</td><td><u>全庁</u></td><td>1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1 (5) 地域との共生と貢献 2 (1) 事業継続計画(BCP)等の策定促進 2 (2) 相談体制等の整備 2 (3) 応急復旧体制の検討</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 防災協働社会の形成推進	防災課	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取り組み 1 (3) 産官学民連携による取り組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	防災課、地域協働課、社会福祉協議会 <u>日本赤十字社</u>	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	第3節 企業防災の促進	<u>全庁</u>	1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1 (5) 地域との共生と貢献 2 (1) 事業継続計画(BCP)等の策定促進 2 (2) 相談体制等の整備 2 (3) 応急復旧体制の検討	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																									
第1節 防災協働社会の形成推進	(市) 本部班(防災課)	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取り組み 1 (3) 産官学民連携による取り組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進																									
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) 本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、社会福祉協議会(追加)	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進																									
第3節 企業防災の促進	(市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)、土木施設管理班(土木港湾課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)	1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1 (5) 地域との共生と貢献 2 (1) 事業継続計画(BCP)等の策定促進 2 (2) 相談体制等の整備 2 (3) 応急復旧体制の検討																									
区 分	機関名	主 な 措 置																									
第1節 防災協働社会の形成推進	防災課	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取り組み 1 (3) 産官学民連携による取り組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進																									
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	防災課、地域協働課、社会福祉協議会 <u>日本赤十字社</u>	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 1 (3) 連携体制の確保 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進																									
第3節 企業防災の促進	<u>全庁</u>	1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1 (5) 地域との共生と貢献 2 (1) 事業継続計画(BCP)等の策定促進 2 (2) 相談体制等の整備 2 (3) 応急復旧体制の検討																									
27	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 1 市における措置 (略) (1) 自主防災組織の推進 (略) ウ 自主防災組織等の環境整備 市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものと	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 1 市における措置 (略) (1) 自主防災組織の推進 (略) ウ 自主防災組織等の環境整備 市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティ ^二 の防災体制の充実を図るもの	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
27	する。(略) (2) 防災ボランティア活動の支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 大地震により行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)	とする。(略) (2) 防災ボランティア活動の支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 <u>市は</u> 、大地震により行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
29	(略) 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (略) (1) ボランティアの受入体制の整備 ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の (ア) から (ウ) 等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。	(略) 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (略) (1) ボランティアの受入体制の整備 ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の (ア) から (ウ) 等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
30	第3節 企業防災の促進 1 企業における措置 (1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、(略)	第3節 企業防災の促進 1 企業における措置 (1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。 <u>具体的には</u> 、各企業において、(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
31	(略) 2 市及び商工会議所等における措置 (略) また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。	(略) 2 市及び商工会議所等における措置 (略) また、企業を地域コミュニティ <u>の一員</u> としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。	
33	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																														
33	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 建築物の耐震 推進</td><td>(市) 学校教育班(庶務課)、こども班(こども課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、社会教育班(生涯学習課)、第1医療班(健康課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、農水班(農業水産課)始め全課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 交通関係施設等の整備</td><td>(市) 土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、農水班(農業水産課)消防署、警察署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 ライフライン関係施設等の整備</td><td>(市) 水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、農水班(農業水産課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第4節 文化財の保護</td><td>(市) 社会教育班(文化財課)(追加)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 建築物の耐震 推進	(市) 学校教育班(庶務課)、こども班(こども課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、社会教育班(生涯学習課)、第1医療班(健康課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、農水班(農業水産課)始め全課	(略)	第2節 交通関係施設等の整備	(市) 土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、農水班(農業水産課)消防署、警察署	(略)	第3節 ライフライン関係施設等の整備	(市) 水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、農水班(農業水産課)	(略)	第4節 文化財の保護	(市) 社会教育班(文化財課)(追加)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 建築物の耐震 推進</td><td>全庁</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 交通関係施設等の整備</td><td>土木港湾課、都市計画課、農業水産課、地域協働課 消防署、警察署</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 ライフライン関係施設等の整備</td><td>水道課、下水道課、農業水産課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第4節 文化財の保護</td><td>文化財課、生涯学習課</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 建築物の耐震 推進	全庁	(略)	第2節 交通関係施設等の整備	土木港湾課、都市計画課、農業水産課、地域協働課 消防署、警察署	(略)	第3節 ライフライン関係施設等の整備	水道課、下水道課、農業水産課	(略)	第4節 文化財の保護	文化財課、生涯学習課	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																															
第1節 建築物の耐震 推進	(市) 学校教育班(庶務課)、こども班(こども課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、社会教育班(生涯学習課)、第1医療班(健康課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、農水班(農業水産課)始め全課	(略)																															
第2節 交通関係施設等の整備	(市) 土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、農水班(農業水産課)消防署、警察署	(略)																															
第3節 ライフライン関係施設等の整備	(市) 水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、農水班(農業水産課)	(略)																															
第4節 文化財の保護	(市) 社会教育班(文化財課)(追加)	(略)																															
区 分	機関名	主 な 措 置																															
第1節 建築物の耐震 推進	全庁	(略)																															
第2節 交通関係施設等の整備	土木港湾課、都市計画課、農業水産課、地域協働課 消防署、警察署	(略)																															
第3節 ライフライン関係施設等の整備	水道課、下水道課、農業水産課	(略)																															
第4節 文化財の保護	文化財課、生涯学習課	(略)																															
37 39	第2節 交通関係施設等の整備 3 交通安全施設等 (3) 可搬式信号機 信号柱が倒壊した場合などに(略) (4) 交通情報収集・提供機器 (略) (5) 交通規制用資機材 (略)	第2節 交通関係施設等の整備 3 交通安全施設等 (削除) (3) 交通情報収集・提供機器 (略) (4) 交通規制用資機材 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理) (廃棄処分完了の為)																														
47	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	2. 碧南市各部																														

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																				
49	(略) ウ 津波対策施設 海岸線を中心に居住者、釣客等にいち早く情報の提供及び避難勧告等を行うため、同報無線及び避難場所の整備を行うものとする。	(略) ウ 津波対策施設 海岸線を中心に居住者、釣客等にいち早く情報の提供及び避難情報等を行うため、同報無線及び避難場所の整備を行うものとする。	局における活動の反映等 (表記の整理)																																				
51	第3章 都市の防災性の向上	第3章 都市の防災性の向上																																					
51	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>担 当 課</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 都市計画のマスタープラン等の作成</td><td>(市)土木施設管理班(都市計画課)</td><td>1(1) 都市計画のマスタープランの策定 1(2) 防災街区整備方針の策定</td></tr><tr><td>第2節 防災上重要な都市施設の整備</td><td>(市)土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)、消防署</td><td>1(1) 道路の整備 1(2) 公園・緑地の整備</td></tr><tr><td>第3節 建築物の不燃化の促進</td><td>(市)土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)</td><td>1(1) 防火・準防火地域の指定 1(2) 建築物の不燃対策</td></tr><tr><td>第4節 建築物の耐震化の促進</td><td>住宅建築班(建築課)</td><td>1(1) 建築物の耐震化の促進</td></tr><tr><td>第5節 市街地の整備・改善</td><td>(市)土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)、住宅建築班(建築課)</td><td>1(1) 密集市街地の改善 1(2) 地区計画</td></tr></table>	区 分	担 当 課	主 な 措 置	第1節 都市計画のマスタープラン等の作成	(市)土木施設管理班(都市計画課)	1(1) 都市計画のマスタープランの策定 1(2) 防災街区整備方針の策定	第2節 防災上重要な都市施設の整備	(市)土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)、消防署	1(1) 道路の整備 1(2) 公園・緑地の整備	第3節 建築物の不燃化の促進	(市)土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)	1(1) 防火・準防火地域の指定 1(2) 建築物の不燃対策	第4節 建築物の耐震化の促進	住宅建築班(建築課)	1(1) 建築物の耐震化の促進	第5節 市街地の整備・改善	(市)土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)、住宅建築班(建築課)	1(1) 密集市街地の改善 1(2) 地区計画	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>担 当 課</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 都市計画のマスタープラン等の作成</td><td>都市計画課</td><td>1(1) 都市計画のマスタープランの策定 1(2) 防災街区整備方針の策定</td></tr><tr><td>第2節 防災上重要な都市施設の整備</td><td>土木港湾課、都市計画課、都市整備課 消防署 警察署</td><td>1(1) 道路の整備 1(2) 公園・緑地の整備</td></tr><tr><td>第3節 建築物の不燃化の促進</td><td>都市計画課、建築課 消防署</td><td>1(1) 防火・準防火地域の指定 1(2) 建築物の不燃対策</td></tr><tr><td>第4節 建築物の耐震化の促進</td><td>建築課</td><td>1(1) 建築物の耐震化の促進</td></tr><tr><td>第5節 市街地の整備・改善</td><td>土木港湾課、都市計画課、都市整備課 建築課</td><td>1(1) 密集市街地の改善 1(2) 地区計画</td></tr></table>	区 分	担 当 課	主 な 措 置	第1節 都市計画のマスタープラン等の作成	都市計画課	1(1) 都市計画のマスタープランの策定 1(2) 防災街区整備方針の策定	第2節 防災上重要な都市施設の整備	土木港湾課、都市計画課、都市整備課 消防署 警察署	1(1) 道路の整備 1(2) 公園・緑地の整備	第3節 建築物の不燃化の促進	都市計画課、建築課 消防署	1(1) 防火・準防火地域の指定 1(2) 建築物の不燃対策	第4節 建築物の耐震化の促進	建築課	1(1) 建築物の耐震化の促進	第5節 市街地の整備・改善	土木港湾課、都市計画課、都市整備課 建築課	1(1) 密集市街地の改善 1(2) 地区計画	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	担 当 課	主 な 措 置																																					
第1節 都市計画のマスタープラン等の作成	(市)土木施設管理班(都市計画課)	1(1) 都市計画のマスタープランの策定 1(2) 防災街区整備方針の策定																																					
第2節 防災上重要な都市施設の整備	(市)土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)、消防署	1(1) 道路の整備 1(2) 公園・緑地の整備																																					
第3節 建築物の不燃化の促進	(市)土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)	1(1) 防火・準防火地域の指定 1(2) 建築物の不燃対策																																					
第4節 建築物の耐震化の促進	住宅建築班(建築課)	1(1) 建築物の耐震化の促進																																					
第5節 市街地の整備・改善	(市)土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課、都市整備課)、住宅建築班(建築課)	1(1) 密集市街地の改善 1(2) 地区計画																																					
区 分	担 当 課	主 な 措 置																																					
第1節 都市計画のマスタープラン等の作成	都市計画課	1(1) 都市計画のマスタープランの策定 1(2) 防災街区整備方針の策定																																					
第2節 防災上重要な都市施設の整備	土木港湾課、都市計画課、都市整備課 消防署 警察署	1(1) 道路の整備 1(2) 公園・緑地の整備																																					
第3節 建築物の不燃化の促進	都市計画課、建築課 消防署	1(1) 防火・準防火地域の指定 1(2) 建築物の不燃対策																																					
第4節 建築物の耐震化の促進	建築課	1(1) 建築物の耐震化の促進																																					
第5節 市街地の整備・改善	土木港湾課、都市計画課、都市整備課 建築課	1(1) 密集市街地の改善 1(2) 地区計画																																					
53	第5節 市街地の整備・改善 1 市における措置 (1) 密集市街地の改善 狭あい道路の拡幅、建築物等の耐震化及び空き家の除却や跡地利用に対する取組みをはじめとする、(略)	第5節 市街地の整備・改善 1 市における措置 (1) 密集市街地の改善 狭あい道路の拡幅、建築物等の耐震化及び空き家の除却などの取組みをはじめとする、(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																																				
54	第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	第4章 液状化対策・土砂災害等の予防																																					

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																				
54	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 土地利用の適正誘導</td><td>(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)</td><td>1 市における措置</td></tr><tr><td>第2節 液状化対策の推進</td><td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</td><td>1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及</td></tr><tr><td>第3節 宅地造成規制誘導</td><td>(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)</td><td>1 (1) 宅地危険箇所の防災パトロール 1 (2) 宅地危険箇所の耐震化</td></tr><tr><td>第4節 土砂災害の防止</td><td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、第1医療班(健康課)</td><td>1 (1) 土砂災害警戒区域等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知 1 (4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成</td></tr><tr><td>第5節 被災宅地危険度判定の体制整備</td><td>(市) 住宅建築班(建築課)</td><td>1 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1 (2) 相互支援体制の整備</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 土地利用の適正誘導	(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)	1 市における措置	第2節 液状化対策の推進	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及	第3節 宅地造成規制誘導	(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)	1 (1) 宅地危険箇所の防災パトロール 1 (2) 宅地危険箇所の耐震化	第4節 土砂災害の防止	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、第1医療班(健康課)	1 (1) 土砂災害警戒区域等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知 1 (4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成	第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	(市) 住宅建築班(建築課)	1 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1 (2) 相互支援体制の整備	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 土地利用の適正誘導</td><td>都市計画課 建築課</td><td>1 市における措置</td></tr><tr><td>第2節 液状化対策の推進</td><td>防災課、土木港湾課、<u>建築課</u></td><td>1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及</td></tr><tr><td>第3節 宅地造成規制誘導</td><td>都市計画課、建築課</td><td>1 (1) 宅地危険箇所の防災パトロール 1 (2) 宅地危険箇所の耐震化</td></tr><tr><td>第4節 土砂災害の防止</td><td>防災課、土木港湾課、高齢介護課、福祉課、こども課、学校教育課、健康課</td><td>1 (1) 土砂災害警戒区域等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知 1 (4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成</td></tr><tr><td>第5節 被災宅地危険度判定の体制整備</td><td>建築課</td><td>1 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1 (2) 相互支援体制の整備</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 土地利用の適正誘導	都市計画課 建築課	1 市における措置	第2節 液状化対策の推進	防災課、土木港湾課、 <u>建築課</u>	1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及	第3節 宅地造成規制誘導	都市計画課、建築課	1 (1) 宅地危険箇所の防災パトロール 1 (2) 宅地危険箇所の耐震化	第4節 土砂災害の防止	防災課、土木港湾課、高齢介護課、福祉課、こども課、学校教育課、健康課	1 (1) 土砂災害警戒区域等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知 1 (4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成	第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	建築課	1 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1 (2) 相互支援体制の整備	2. 碧南市各部署局における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																																					
第1節 土地利用の適正誘導	(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)	1 市における措置																																					
第2節 液状化対策の推進	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及																																					
第3節 宅地造成規制誘導	(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)	1 (1) 宅地危険箇所の防災パトロール 1 (2) 宅地危険箇所の耐震化																																					
第4節 土砂災害の防止	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、第1医療班(健康課)	1 (1) 土砂災害警戒区域等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知 1 (4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成																																					
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	(市) 住宅建築班(建築課)	1 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1 (2) 相互支援体制の整備																																					
区 分	機関名	主 な 措 置																																					
第1節 土地利用の適正誘導	都市計画課 建築課	1 市における措置																																					
第2節 液状化対策の推進	防災課、土木港湾課、 <u>建築課</u>	1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及																																					
第3節 宅地造成規制誘導	都市計画課、建築課	1 (1) 宅地危険箇所の防災パトロール 1 (2) 宅地危険箇所の耐震化																																					
第4節 土砂災害の防止	防災課、土木港湾課、高齢介護課、福祉課、こども課、学校教育課、健康課	1 (1) 土砂災害警戒区域等に関する措置 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) ハザードマップの作成及び周知 1 (4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成																																					
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	建築課	1 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1 (2) 相互支援体制の整備																																					
55	第4節 土砂災害の防止 1 市における措置 (略)	第4節 土砂災害の防止 1 市における措置 (略)	2. 碧南市各部署局における活動の反映等																																				
56	(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 (略) エ	(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 (略) エ	(表記の整理)																																				
57	(イ) 住民の避難、救助等について ① 住民の避難 (略) 著しく危険が切迫しているとき、もしくは避難の指示が発令された場合においては、市職員、消防職員、消防団、警察官、自主防災会、連絡委員、民生委員児童委員、(略)	(イ) 住民の避難、救助等について ① 住民の避難 (略) 著しく危険が切迫しているとき、もしくは避難の指示が発令された場合においては、市職員、消防職員、消防団、警察官、自主防災会、連絡委員、民生委員・<u>児童委員</u>、(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																																				

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由												
59	第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備													
59	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td><td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)を始め全課、GIS取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)を始め全課、GIS取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td><td>全庁 消防署、県</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	全庁 消防署、県	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置													
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)を始め全課、GIS取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県	(略)													
区 分	機関名	主 な 措 置													
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	全庁 消防署、県	(略)													
59	第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備	第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備	1. 県の地域防災計画の修正の反映												
61	1 市及び防災関係機関における措置 (略) (6) 防災中枢機能の充実 ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略) (7) 防災関係機関相互の連携 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、(略) (追加)	1 市及び防災関係機関における措置 (略) (6) 防災中枢機能の充実 ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略) (7) 防災関係機関相互の連携 ア 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、(略) イ 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。	(防災基本計画の修正を踏まえた修正)												

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																		
61		<u>ウ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u>	2．碧南市各部署における活動の反映等																		
63	(略) 4 情報の収集・連絡体制の整備等 (略) (1) 情報の収集・連絡体制 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に <u>かんがみ</u> 、(略) (略)	(略) 4 情報の収集・連絡体制の整備等 (略) (1) 情報の収集・連絡体制 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を <u>考慮して</u> 、(略) (略)	(表記の整理) 1．県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																		
64	(3) 被災者等への情報伝達 (略) また、 <u>電気</u> 通信事業者は、(略)	(3) 被災者等への情報伝達 (略) また、通信事業者は、(略)																			
68	第6章 避難行動の促進対策	第6章 避難行動の促進対策																			
68	基本方針 ○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に <u>避難情報</u> を発令する。 (略) 主な機関の措置	基本方針 ○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。 (略) 主な機関の措置	1．県の地域防災計画の修正の反映																		
	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備</td><td>(市) 本部班(防災課)、<u>広報班</u>(経営企画課)</td><td>1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 3 市及びライフライン事業者における措置</td></tr><tr><td>第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等</td><td>(市) 本部班(防災課)</td><td>1 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定 2 避難路の選定</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	(市) 本部班(防災課)、 <u>広報班</u> (経営企画課)	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 3 市及びライフライン事業者における措置	第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等	(市) 本部班(防災課)	1 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定 2 避難路の選定	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備</td><td>防災課、経営企画課</td><td>1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 3 市及びライフライン事業者における措置</td></tr><tr><td>第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等</td><td>防災課、<u>土木港湾課</u></td><td>1 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定 2 避難路の選定</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	防災課、経営企画課	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 3 市及びライフライン事業者における措置	第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等	防災課、 <u>土木港湾課</u>	1 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定 2 避難路の選定	(表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																			
第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	(市) 本部班(防災課)、 <u>広報班</u> (経営企画課)	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 3 市及びライフライン事業者における措置																			
第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等	(市) 本部班(防災課)	1 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定 2 避難路の選定																			
区 分	機関名	主 な 措 置																			
第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	防災課、経営企画課	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 3 市及びライフライン事業者における措置																			
第2節 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）及び避難路の指定等	防災課、 <u>土木港湾課</u>	1 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）の指定 2 避難路の選定																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																		
68	<table><tr><td>第3節 避難情報の判断 及び伝達マニ ュアルの作成</td><td>(市) 本部班(防 災課)</td><td>1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定等に係る助言 1 (3) 事前準備</td></tr><tr><td>第4節 避難誘導等に係 る計画の策定</td><td>(市) 本部班(防 災課)、 警察署、防災上重 要な施設の管理者</td><td>避難計画の作成</td></tr><tr><td>第5節 避難に関する意 識啓発</td><td>(市) 本部班(防 災課)</td><td>1 (1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場 所）等 の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 1 (3) 防災設備等の表記</td></tr></table>	第3節 避難情報の判断 及び伝達マニ ュアルの作成	(市) 本部班(防 災課)	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定等に係る助言 1 (3) 事前準備	第4節 避難誘導等に係 る計画の策定	(市) 本部班(防 災課)、 警察署、防災上重 要な施設の管理者	避難計画の作成	第5節 避難に関する意 識啓発	(市) 本部班(防 災課)	1 (1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場 所）等 の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 1 (3) 防災設備等の表記	<table><tr><td>第3節 避難情報の判 断・伝達マニ ュアルの作成</td><td>防災課</td><td>1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定等に係る助言 1 (3) 事前準備</td></tr><tr><td>第4節 避難誘導等に係 る計画の策定</td><td>防災課、資産活用 課、消防署、 警察署、防災上重 要な施設の管理者</td><td>避難計画の作成</td></tr><tr><td>第5節 避難に関する意 識啓発</td><td>防災課</td><td>1 (1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場 所）等 の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 1 (3) 防災設備等の表記</td></tr></table>	第3節 避難情報の判 断・伝達マニ ュアルの作成	防災課	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定等に係る助言 1 (3) 事前準備	第4節 避難誘導等に係 る計画の策定	防災課、資産活用 課、消防署、 警察署、防災上重 要な施設の管理者	避難計画の作成	第5節 避難に関する意 識啓発	防災課	1 (1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場 所）等 の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 1 (3) 防災設備等の表記	2. 碧南市各部 局における活動 の反映等 (表記の整理)
第3節 避難情報の判断 及び伝達マニ ュアルの作成	(市) 本部班(防 災課)	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定等に係る助言 1 (3) 事前準備																			
第4節 避難誘導等に係 る計画の策定	(市) 本部班(防 災課)、 警察署、防災上重 要な施設の管理者	避難計画の作成																			
第5節 避難に関する意 識啓発	(市) 本部班(防 災課)	1 (1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場 所）等 の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 1 (3) 防災設備等の表記																			
第3節 避難情報の判 断・伝達マニ ュアルの作成	防災課	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定等に係る助言 1 (3) 事前準備																			
第4節 避難誘導等に係 る計画の策定	防災課、資産活用 課、消防署、 警察署、防災上重 要な施設の管理者	避難計画の作成																			
第5節 避難に関する意 識啓発	防災課	1 (1) 緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場 所）等 の広報 1 (2) 避難のための知識の普及 1 (3) 防災設備等の表記																			
68	第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備 (略) 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 (略) 市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わ るよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティ FM 放送、 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、(略)	第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備 (略) 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 (略) 市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝 わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティ FM 放 送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、(略)	2. 碧南市各部 局における活動 の反映等 (表記の整理)																		
70	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 1 市における措置 (1) マニュアルの作成 (略) エ 区域の設定にあたっては、次の区域を踏まえる(略)	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 1 市における措置 (1) マニュアルの作成 (略) エ 区域の設定にあたっては、次の区域を踏まえる(略)	1. 県の地域防 災計画の修正の 反映																		
71	(7) (略) (イ) (略) (追加)	(ウ) 津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県建設局指定）にお ける浸水想定区域	(避難情報に関 するガイドラ イン（内閣府） P94 の記載に合 わせるため)																		
75	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策																			
75	基本方針	基本方針																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																								
75	(略) ○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員、(略) (略) 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 避難所の指定・整備</td><td>(市)本部班(防災課)、<u>情報・調整班(秘書情報課)</u>、<u>広報班(経営企画課)</u>、<u>学校教育班(庶務課、学校教育課)</u>、<u>要配慮者支援班(高齢介護課)</u>、<u>福祉班(福祉課)</u>、<u>第1医療班(健康課)</u>、<u>下水道班(下水道課)</u>、<u>環境班(環境課)</u>、<u>避難所班(国保年金課)</u>、<u>社会教育班(生涯学習課、文化創造課)</u>等 <u>避難所施設</u></td><td>1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の破損等への備え 1 (5) 避難所の運営体制の整備 1 (6) 避難者の心身のケアに関する体制の確保</td></tr><tr><td>第2節 要配慮者支援対策</td><td>(市)要配慮者支援班(<u>高齢介護課</u>)、<u>福祉班(福祉課)</u>、<u>こども班(こども課)</u>、<u>第1医療班(健康課)</u>、<u>地域班(地域協働課)</u>、<u>住宅建築班(建築課)</u>、<u>社会福祉協議会</u>、<u>社会福祉施設等管理者</u></td><td>1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策</td></tr><tr><td>第3節 帰宅困難者対策</td><td>(市)本部班(防災課)、<u>避難所班(国保年金課)</u></td><td>1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	(市)本部班(防災課)、 <u>情報・調整班(秘書情報課)</u> 、 <u>広報班(経営企画課)</u> 、 <u>学校教育班(庶務課、学校教育課)</u> 、 <u>要配慮者支援班(高齢介護課)</u> 、 <u>福祉班(福祉課)</u> 、 <u>第1医療班(健康課)</u> 、 <u>下水道班(下水道課)</u> 、 <u>環境班(環境課)</u> 、 <u>避難所班(国保年金課)</u> 、 <u>社会教育班(生涯学習課、文化創造課)</u> 等 <u>避難所施設</u>	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の破損等への備え 1 (5) 避難所の運営体制の整備 1 (6) 避難者の心身のケアに関する体制の確保	第2節 要配慮者支援対策	(市)要配慮者支援班(<u>高齢介護課</u>)、 <u>福祉班(福祉課)</u> 、 <u>こども班(こども課)</u> 、 <u>第1医療班(健康課)</u> 、 <u>地域班(地域協働課)</u> 、 <u>住宅建築班(建築課)</u> 、 <u>社会福祉協議会</u> 、 <u>社会福祉施設等管理者</u>	1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	(市)本部班(防災課)、 <u>避難所班(国保年金課)</u>	1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築	(略) ○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、(略) (略) 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 避難所の指定・整備</td><td>防災課、庶務課、<u>こども課</u>、<u>高齢介護課</u>、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、<u>スポーツ課</u>、<u>農業水産課</u> <u>自主防災会</u></td><td>1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の破損等への備え 1 (5) 避難所の運営体制の整備 1 (6) 避難者の心身のケアに関する体制の確保</td></tr><tr><td>第2節 要配慮者支援対策</td><td>高齢介護課、福祉課、こども課、健康課、地域協働課、建築課 社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者</td><td>1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策</td></tr><tr><td>第3節 帰宅困難者対策</td><td>防災課、<u>商工課</u></td><td>1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	防災課、庶務課、 <u>こども課</u> 、 <u>高齢介護課</u> 、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、 <u>スポーツ課</u> 、 <u>農業水産課</u> <u>自主防災会</u>	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の破損等への備え 1 (5) 避難所の運営体制の整備 1 (6) 避難者の心身のケアに関する体制の確保	第2節 要配慮者支援対策	高齢介護課、福祉課、こども課、健康課、地域協働課、建築課 社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	防災課、 <u>商工課</u>	1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築	2. 碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)
区 分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備	(市)本部班(防災課)、 <u>情報・調整班(秘書情報課)</u> 、 <u>広報班(経営企画課)</u> 、 <u>学校教育班(庶務課、学校教育課)</u> 、 <u>要配慮者支援班(高齢介護課)</u> 、 <u>福祉班(福祉課)</u> 、 <u>第1医療班(健康課)</u> 、 <u>下水道班(下水道課)</u> 、 <u>環境班(環境課)</u> 、 <u>避難所班(国保年金課)</u> 、 <u>社会教育班(生涯学習課、文化創造課)</u> 等 <u>避難所施設</u>	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の破損等への備え 1 (5) 避難所の運営体制の整備 1 (6) 避難者の心身のケアに関する体制の確保																									
第2節 要配慮者支援対策	(市)要配慮者支援班(<u>高齢介護課</u>)、 <u>福祉班(福祉課)</u> 、 <u>こども班(こども課)</u> 、 <u>第1医療班(健康課)</u> 、 <u>地域班(地域協働課)</u> 、 <u>住宅建築班(建築課)</u> 、 <u>社会福祉協議会</u> 、 <u>社会福祉施設等管理者</u>	1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策																									
第3節 帰宅困難者対策	(市)本部班(防災課)、 <u>避難所班(国保年金課)</u>	1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築																									
区 分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備	防災課、庶務課、 <u>こども課</u> 、 <u>高齢介護課</u> 、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、 <u>スポーツ課</u> 、 <u>農業水産課</u> <u>自主防災会</u>	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (4) 避難所の破損等への備え 1 (5) 避難所の運営体制の整備 1 (6) 避難者の心身のケアに関する体制の確保																									
第2節 要配慮者支援対策	高齢介護課、福祉課、こども課、健康課、地域協働課、建築課 社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策																									
第3節 帰宅困難者対策	防災課、 <u>商工課</u>	1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築																									
75	第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備	1. 県の地域防 災計画の修正の 反映																								
	1 市における措置	1 市における措置																									
	(略)	(略)																									
76	(2) 指定避難所の指定	(2) 指定避難所の指定																									
	(略)	(略)	(防災基本計画 の修正を踏まえ た修正)																								
77	オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。 <u>(追加)</u>	オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。 <u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼</u>																									

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由												
77		<u>吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u>													
78	(略) (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) ウ バックアップ設備の整備：投光器、 <u>自家発電設備</u> 等	(略) (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) ウ バックアップ設備の整備：投光器、 <u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備</u> 等													
78	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	1. 県の地域防災計画の修正の反映												
80	1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (3) 避難行動要支援者対策 (略) エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 (略) 避難支援等関係者は、消防署、警察署、民生委員児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自主防災会及び町内会とする。 (略)	1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (3) 避難行動要支援者対策 (略) エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 (略) 避難支援等関係者は、消防署、警察署、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自主防災会及び町内会とする。 (略)	(表記の整理)												
81	第3節 帰宅困難者対策	第3節 帰宅困難者対策	2. 碧南市各部署における活動の反映等												
82	1 帰宅困難者対策 (略) (2) 事業者による物資の備蓄等の促進 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。	1 帰宅困難者対策 (略) (2) 事業者による物資の備蓄等の促進 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等 <u>(3日分を推奨)</u> を促すものとする。	(表記の整理)												
83	第8章 火災予防・危険性物質の防災対策	第8章 火災予防・危険性物質の防災対策													
83	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節</td><td>消防署、</td><td>1 (1) 一般家庭に対する指導</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節	消防署、	1 (1) 一般家庭に対する指導	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節</td><td>消防署、</td><td>1 (1) 一般家庭に対する指導</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節	消防署、	1 (1) 一般家庭に対する指導	2. 碧南市各部署における活動の反映等
区 分	機関名	主 な 措 置													
第1節	消防署、	1 (1) 一般家庭に対する指導													
区 分	機関名	主 な 措 置													
第1節	消防署、	1 (1) 一般家庭に対する指導													

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)			改正後(令和5年2月修正)			改正理由																											
83	<table><tr><td>火災予防対策に関する指導</td><td>(市) 本部班(防災課)</td><td>1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 2 (1) 危険物等保安確保の指導 2 (2) 震災時の出火防止対策の推進</td></tr><tr><td>第2節 消防力の整備強化</td><td>(市) 本部班(防災課)、消防署</td><td>1 (1) 消防力の整備強化 1 (2) 消防施設等の整備強化</td></tr><tr><td>第3節 危険物施設防災計画</td><td>消防署</td><td>1 保安確保の指導 2 (1) 施設の保全及び耐震性の強化 2 (2) 大規模タンクの耐震性強化 2 (3) 自主防災体制の確立</td></tr><tr><td>第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画</td><td>高圧ガス製造施設の管理者</td><td>1 (1) 高圧ガス製造施設の対策 1 (2) 高圧ガス製造施設の緊急停止対策 1 (3) 防災活動対策</td></tr><tr><td>第5節 毒物劇物取扱施設防災計画</td><td>(市) 本部班(防災課)、毒物劇物取扱施設の管理者</td><td>毒物劇物取扱施設の防災対策の強化</td></tr></table>	火災予防対策に関する指導	(市) 本部班(防災課)	1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 2 (1) 危険物等保安確保の指導 2 (2) 震災時の出火防止対策の推進	第2節 消防力の整備強化	(市) 本部班(防災課)、消防署	1 (1) 消防力の整備強化 1 (2) 消防施設等の整備強化	第3節 危険物施設防災計画	消防署	1 保安確保の指導 2 (1) 施設の保全及び耐震性の強化 2 (2) 大規模タンクの耐震性強化 2 (3) 自主防災体制の確立	第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	高圧ガス製造施設の管理者	1 (1) 高圧ガス製造施設の対策 1 (2) 高圧ガス製造施設の緊急停止対策 1 (3) 防災活動対策	第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	(市) 本部班(防災課)、毒物劇物取扱施設の管理者	毒物劇物取扱施設の防災対策の強化		<table><tr><td>火災予防対策に関する指導</td><td>防災課</td><td>1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 2 (1) 危険物等保安確保の指導 2 (2) 震災時の出火防止対策の推進</td></tr><tr><td>第2節 消防力の整備強化</td><td>防災課、消防署</td><td>1 (1) 消防力の整備強化 1 (2) 消防施設等の整備強化</td></tr><tr><td>第3節 危険物施設防災計画</td><td>防災課、消防署 危険物取扱施設の管理者</td><td>1 保安確保の指導 2 (1) 施設の保全及び耐震性の強化 2 (2) 大規模タンクの耐震性強化 2 (3) 自主防災体制の確立</td></tr><tr><td>第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画</td><td>防災課、消防署 高圧ガス製造施設の管理者</td><td>1 (1) 高圧ガス製造施設の対策 1 (2) 高圧ガス製造施設の緊急停止対策 1 (3) 防災活動対策</td></tr><tr><td>第5節 毒物劇物取扱施設防災計画</td><td>防災課、消防署 毒物劇物取扱施設の管理者</td><td>毒物劇物取扱施設の防災対策の強化</td></tr></table>	火災予防対策に関する指導	防災課	1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 2 (1) 危険物等保安確保の指導 2 (2) 震災時の出火防止対策の推進	第2節 消防力の整備強化	防災課、消防署	1 (1) 消防力の整備強化 1 (2) 消防施設等の整備強化	第3節 危険物施設防災計画	防災課、消防署 危険物取扱施設の管理者	1 保安確保の指導 2 (1) 施設の保全及び耐震性の強化 2 (2) 大規模タンクの耐震性強化 2 (3) 自主防災体制の確立	第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	防災課、消防署 高圧ガス製造施設の管理者	1 (1) 高圧ガス製造施設の対策 1 (2) 高圧ガス製造施設の緊急停止対策 1 (3) 防災活動対策	第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	防災課、消防署 毒物劇物取扱施設の管理者	毒物劇物取扱施設の防災対策の強化	(表記の整理)
火災予防対策に関する指導	(市) 本部班(防災課)	1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 2 (1) 危険物等保安確保の指導 2 (2) 震災時の出火防止対策の推進																																
第2節 消防力の整備強化	(市) 本部班(防災課)、消防署	1 (1) 消防力の整備強化 1 (2) 消防施設等の整備強化																																
第3節 危険物施設防災計画	消防署	1 保安確保の指導 2 (1) 施設の保全及び耐震性の強化 2 (2) 大規模タンクの耐震性強化 2 (3) 自主防災体制の確立																																
第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	高圧ガス製造施設の管理者	1 (1) 高圧ガス製造施設の対策 1 (2) 高圧ガス製造施設の緊急停止対策 1 (3) 防災活動対策																																
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	(市) 本部班(防災課)、毒物劇物取扱施設の管理者	毒物劇物取扱施設の防災対策の強化																																
火災予防対策に関する指導	防災課	1 (2) 防火対象物の防火体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用 2 (1) 危険物等保安確保の指導 2 (2) 震災時の出火防止対策の推進																																
第2節 消防力の整備強化	防災課、消防署	1 (1) 消防力の整備強化 1 (2) 消防施設等の整備強化																																
第3節 危険物施設防災計画	防災課、消防署 危険物取扱施設の管理者	1 保安確保の指導 2 (1) 施設の保全及び耐震性の強化 2 (2) 大規模タンクの耐震性強化 2 (3) 自主防災体制の確立																																
第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	防災課、消防署 高圧ガス製造施設の管理者	1 (1) 高圧ガス製造施設の対策 1 (2) 高圧ガス製造施設の緊急停止対策 1 (3) 防災活動対策																																
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	防災課、消防署 毒物劇物取扱施設の管理者	毒物劇物取扱施設の防災対策の強化																																
83	第1節 火災予防対策に関する指導 1 市における措置 (略) (2) 防火対象物の防火体制の推進 消防署は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、 <u>その者に地震が事前予知された場合の対応も含めた震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、(略)</u>			第1節 火災予防対策に関する指導 1 市における措置 (略) (2) 防火対象物の防火体制の推進 消防署は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、(略)			1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																											
88	第9章 津波等予防対策			第9章 津波等予防対策																														
88	基本方針 ○ 地盤沈下や老朽化に対応した施設の嵩上げ、補強、補修などハード面での対策だけでなく、堤防・護岸施設外の区域などから住民、観光客、漁船等を避難させる必要があるほか、地震の外力や地盤の液状化により、堤防・護岸施設等に被害が生じたり、(略)			基本方針 ○ 地盤沈下や老朽化に対応した施設の嵩上げ、補強、補修などハード面での対策だけでなく、堤防・護岸施設外の区域などから住民、観光客、漁船等を避難させる必要があるほか、地震の外力や地盤の液状化により、堤防・護岸施設等に被害を受けたり、(略)			2. 碧南市各局における活動の反映等 (表記の整理)																											

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																														
88	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 津波対策に係る地域の指定等</td><td>(市) 本部班(防災課)、 県</td><td>1 津波危険地域の指定 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 3 津波災害警戒区域の指定 4 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定</td></tr><tr><td>第2節 津波防災体制の充実</td><td>(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(学校教育課)、こども班(こども課)、水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、藤井達吉現代美術館、消防署</td><td>1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 4 津波災害警戒区域の指定に係る事項</td></tr><tr><td>第3節 津波防災知識の普及</td><td>(市) 本部班(防災課)、社会教育班(生涯学習課)、学校教育班(学校教育課)</td><td>1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等</td></tr><tr><td>第4節 津波等防災事業の推進</td><td>(市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)、土木施設管理班(都市整備課)、下水道班(下水道課)、消防署、避難促進施設の所有者又は管理者</td><td>1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等 4 津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 津波対策に係る地域の指定等	(市) 本部班(防災課)、 県	1 津波危険地域の指定 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 3 津波災害警戒区域の指定 4 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定	第2節 津波防災体制の充実	(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(学校教育課)、こども班(こども課)、水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、藤井達吉現代美術館、消防署	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 4 津波災害警戒区域の指定に係る事項	第3節 津波防災知識の普及	(市) 本部班(防災課)、社会教育班(生涯学習課)、学校教育班(学校教育課)	1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等	第4節 津波等防災事業の推進	(市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)、土木施設管理班(都市整備課)、下水道班(下水道課)、消防署、避難促進施設の所有者又は管理者	1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等 4 津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 津波対策に係る地域の指定等</td><td>防災課、 県</td><td>1 津波危険地域の指定 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 3 津波災害警戒区域の指定 4 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定</td></tr><tr><td>第2節 津波防災体制の充実</td><td>防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、学校教育課、こども課、農業水産課、土木港湾課、下水道課、生涯学習課、文化財課、スポーツ課、水族館、消防署</td><td>1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 4 津波災害警戒区域の指定に係る事項</td></tr><tr><td>第3節 津波防災知識の普及</td><td>防災課、生涯学習課、学校教育課</td><td>1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等</td></tr><tr><td>第4節 津波等防災事業の推進</td><td>防災課、農業水産課、土木港湾課、都市整備課、下水道課、消防署、自主防災会</td><td>1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等 4 津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 津波対策に係る地域の指定等	防災課、 県	1 津波危険地域の指定 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 3 津波災害警戒区域の指定 4 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定	第2節 津波防災体制の充実	防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、学校教育課、こども課、農業水産課、土木港湾課、下水道課、生涯学習課、文化財課、スポーツ課、水族館、消防署	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 4 津波災害警戒区域の指定に係る事項	第3節 津波防災知識の普及	防災課、生涯学習課、学校教育課	1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等	第4節 津波等防災事業の推進	防災課、農業水産課、土木港湾課、都市整備課、下水道課、消防署、自主防災会	1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等 4 津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																															
第1節 津波対策に係る地域の指定等	(市) 本部班(防災課)、 県	1 津波危険地域の指定 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 3 津波災害警戒区域の指定 4 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定																															
第2節 津波防災体制の充実	(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(学校教育課)、こども班(こども課)、水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、藤井達吉現代美術館、消防署	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 4 津波災害警戒区域の指定に係る事項																															
第3節 津波防災知識の普及	(市) 本部班(防災課)、社会教育班(生涯学習課)、学校教育班(学校教育課)	1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等																															
第4節 津波等防災事業の推進	(市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)、土木施設管理班(都市整備課)、下水道班(下水道課)、消防署、避難促進施設の所有者又は管理者	1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等 4 津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施																															
区 分	機関名	主 な 措 置																															
第1節 津波対策に係る地域の指定等	防災課、 県	1 津波危険地域の指定 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定 3 津波災害警戒区域の指定 4 南海トラフ法に基づく津波避難対策特別強化地域の指定																															
第2節 津波防災体制の充実	防災課、福祉課、高齢介護課、健康課、学校教育課、こども課、農業水産課、土木港湾課、下水道課、生涯学習課、文化財課、スポーツ課、水族館、消防署	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 4 津波災害警戒区域の指定に係る事項																															
第3節 津波防災知識の普及	防災課、生涯学習課、学校教育課	1 津波防災知識の普及 2 津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等																															
第4節 津波等防災事業の推進	防災課、農業水産課、土木港湾課、都市整備課、下水道課、消防署、自主防災会	1 津波に強いまちづくりの推進 2 非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置 3 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等 4 津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施																															
89	第2節 津波防災体制の充実	第2節 津波防災体制の充実	1. 県の地域防災計画の修正の反映																														
91	4 津波災害警戒区域の指定に係る事項 (略) (追加)	4 津波災害警戒区域の指定に係る事項 (略) (3) 市長は、碧南市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。	(津波防災地域づくりに関する法律 第71																														

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																										
94	第10章 広域応援・受援体制の整備	第10章 広域応援・受援体制の整備	条第3項に基づく修正)																																										
94	主な機関の措置	主な機関の措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等																																										
	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td rowspan="4">第1節 広域応援・受援体制の整備</td><td>(市)本部班(防災課)</td><td>1 資料の整備</td></tr><tr><td>(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、環境班(環境課)、調達班(資産活用課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、市民病院始め全課</td><td>2 応援協定の締結等 3 要請手続等の整備 4 受援体制の整備</td></tr><tr><td>(市)本部班(防災課)消防署</td><td>1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊</td></tr><tr><td>(市)本部班(防災課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)</td><td>1(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1(2) 訓練・検証等</td></tr><tr><td>第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第4節 防災活動拠点の確保等</td><td>本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)社会教育班(スポーツ課)</td><td>防災活動拠点の確保等</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 広域応援・受援体制の整備	(市)本部班(防災課)	1 資料の整備	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、環境班(環境課)、調達班(資産活用課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、市民病院始め全課	2 応援協定の締結等 3 要請手続等の整備 4 受援体制の整備	(市)本部班(防災課)消防署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊	(市)本部班(防災課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)	1(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1(2) 訓練・検証等	第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備			第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備			第4節 防災活動拠点の確保等	本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)社会教育班(スポーツ課)	防災活動拠点の確保等	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td rowspan="4">第1節 広域応援・受援体制の整備</td><td>(市)本部班(防災課)</td><td>1 資料の整備</td></tr><tr><td>全庁消防署、警察署</td><td>2 応援協定の締結等 3 要請手続等の整備 4 受援体制の整備</td></tr><tr><td>防災課、秘書情報課消防署、警察署</td><td>1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊</td></tr><tr><td>防災課、資産活用課、行政課、商工課</td><td>1(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1(2) 訓練・検証等</td></tr><tr><td>第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第4節 防災活動拠点の確保等</td><td>防災課、土木港湾課、都市整備課、スポーツ課</td><td>防災活動拠点の確保等</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 広域応援・受援体制の整備	(市)本部班(防災課)	1 資料の整備	全庁消防署、警察署	2 応援協定の締結等 3 要請手続等の整備 4 受援体制の整備	防災課、秘書情報課消防署、警察署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊	防災課、資産活用課、行政課、商工課	1(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1(2) 訓練・検証等	第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備			第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備			第4節 防災活動拠点の確保等	防災課、土木港湾課、都市整備課、スポーツ課	防災活動拠点の確保等	(表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																																											
第1節 広域応援・受援体制の整備	(市)本部班(防災課)	1 資料の整備																																											
	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、環境班(環境課)、調達班(資産活用課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、市民病院始め全課	2 応援協定の締結等 3 要請手続等の整備 4 受援体制の整備																																											
	(市)本部班(防災課)消防署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊																																											
	(市)本部班(防災課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)	1(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1(2) 訓練・検証等																																											
第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備																																													
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備																																													
第4節 防災活動拠点の確保等	本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)社会教育班(スポーツ課)	防災活動拠点の確保等																																											
区 分	機関名	主 な 措 置																																											
第1節 広域応援・受援体制の整備	(市)本部班(防災課)	1 資料の整備																																											
	全庁消防署、警察署	2 応援協定の締結等 3 要請手続等の整備 4 受援体制の整備																																											
	防災課、秘書情報課消防署、警察署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊																																											
	防災課、資産活用課、行政課、商工課	1(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1(2) 訓練・検証等																																											
第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備																																													
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備																																													
第4節 防災活動拠点の確保等	防災課、土木港湾課、都市整備課、スポーツ課	防災活動拠点の確保等																																											
94	第1節 広域応援・受援体制の整備	第1節 広域応援・受援体制の整備	1. 県の地域防災計画の修正の反映																																										
95	4 受援体制の整備(略) また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員確保制度を活用した応援職員	4 受援体制の整備(略) また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員																																											

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																		
97	の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 第4節 防災活動拠点の確保等 (略) 市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する愛知県の基幹的広域防災拠点を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。なお、平常時は消防学校及び公園として活用する。<u>(追加)</u>	の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 第4節 防災活動拠点の確保等 (略) 市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「<u>愛知県基幹的広域防災拠点</u>」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。なお、平常時は消防学校及び公園として活用する。<u>当該拠点には、臨空消防学校(仮称)と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。</u>	(表記の整理) 1. 県の地域防災計画の修正の反映 (愛知県基幹的広域防災拠点の整備計画の修正に伴う修正) (防災基本計画の修正を踏まえた修正)																		
98	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	第11章 防災訓練及び防災意識の向上																			
98	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 防災訓練の実施</td><td>(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)を始め全課消防署、名古屋地方気象台</td><td>1(1) 総合防災訓練 1(2) 津波防災訓練 1(3) 浸水対策訓練 1(4) 動員訓練 1(5) 広域応援訓練 1(6) 防災訓練の指導協力 1(7) 訓練の検証 1(8) 図上訓練等 2 通信連絡訓練 3(1) 計画の策定及び周知徹底 3(2) 訓練の実施 3(3) 訓練の反省 4 名古屋地方気象台における措置</td></tr><tr><td>第2節 防災のための意識啓発・広報</td><td>(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木課)</td><td>1(1) 防災意識の啓発 1(2) 防災に関する知識の普及 1(3) 自動車運転者に対する広報 1(4) 家庭内備蓄等の推進</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 防災訓練の実施	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)を始め全課消防署、名古屋地方気象台	1(1) 総合防災訓練 1(2) 津波防災訓練 1(3) 浸水対策訓練 1(4) 動員訓練 1(5) 広域応援訓練 1(6) 防災訓練の指導協力 1(7) 訓練の検証 1(8) 図上訓練等 2 通信連絡訓練 3(1) 計画の策定及び周知徹底 3(2) 訓練の実施 3(3) 訓練の反省 4 名古屋地方気象台における措置	第2節 防災のための意識啓発・広報	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木課)	1(1) 防災意識の啓発 1(2) 防災に関する知識の普及 1(3) 自動車運転者に対する広報 1(4) 家庭内備蓄等の推進	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 防災訓練の実施</td><td>全庁消防署、<u>碧南警察署</u>、名古屋地方気象台、<u>災害復旧協議会</u></td><td>1(1) 総合防災訓練 1(2) 津波防災訓練 1(3) 浸水対策訓練 1(4) 動員訓練 1(5) 広域応援訓練 1(6) 防災訓練の指導協力 1(7) 訓練の検証 1(8) 図上訓練等 2 通信連絡訓練 3(1) 計画の策定及び周知徹底 3(2) 訓練の実施 3(3) 訓練の反省 4 名古屋地方気象台における措置</td></tr><tr><td>第2節 防災のための意識啓発・広報</td><td>防災課、<u>経営企画課</u></td><td>1(1) 防災意識の啓発 1(2) 防災に関する知識の普及 1(3) 自動車運転者に対する広報 1(4) 家庭内備蓄等の推進</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 防災訓練の実施	全庁消防署、 <u>碧南警察署</u> 、名古屋地方気象台、 <u>災害復旧協議会</u>	1(1) 総合防災訓練 1(2) 津波防災訓練 1(3) 浸水対策訓練 1(4) 動員訓練 1(5) 広域応援訓練 1(6) 防災訓練の指導協力 1(7) 訓練の検証 1(8) 図上訓練等 2 通信連絡訓練 3(1) 計画の策定及び周知徹底 3(2) 訓練の実施 3(3) 訓練の反省 4 名古屋地方気象台における措置	第2節 防災のための意識啓発・広報	防災課、 <u>経営企画課</u>	1(1) 防災意識の啓発 1(2) 防災に関する知識の普及 1(3) 自動車運転者に対する広報 1(4) 家庭内備蓄等の推進	2. 碧南市各局における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																			
第1節 防災訓練の実施	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)を始め全課消防署、名古屋地方気象台	1(1) 総合防災訓練 1(2) 津波防災訓練 1(3) 浸水対策訓練 1(4) 動員訓練 1(5) 広域応援訓練 1(6) 防災訓練の指導協力 1(7) 訓練の検証 1(8) 図上訓練等 2 通信連絡訓練 3(1) 計画の策定及び周知徹底 3(2) 訓練の実施 3(3) 訓練の反省 4 名古屋地方気象台における措置																			
第2節 防災のための意識啓発・広報	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木課)	1(1) 防災意識の啓発 1(2) 防災に関する知識の普及 1(3) 自動車運転者に対する広報 1(4) 家庭内備蓄等の推進																			
区 分	機関名	主 な 措 置																			
第1節 防災訓練の実施	全庁消防署、 <u>碧南警察署</u> 、名古屋地方気象台、 <u>災害復旧協議会</u>	1(1) 総合防災訓練 1(2) 津波防災訓練 1(3) 浸水対策訓練 1(4) 動員訓練 1(5) 広域応援訓練 1(6) 防災訓練の指導協力 1(7) 訓練の検証 1(8) 図上訓練等 2 通信連絡訓練 3(1) 計画の策定及び周知徹底 3(2) 訓練の実施 3(3) 訓練の反省 4 名古屋地方気象台における措置																			
第2節 防災のための意識啓発・広報	防災課、 <u>経営企画課</u>	1(1) 防災意識の啓発 1(2) 防災に関する知識の普及 1(3) 自動車運転者に対する広報 1(4) 家庭内備蓄等の推進																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)			改正後(令和5年2月修正)			改正理由
98							
99		港湾課)を始め全課	1 (5) 地震保険の加入促進 1 (6) 報道媒体の活用及び協力要請 1 (7) 過去の災害教訓の伝承			1 (5) 地震保険の加入促進 1 (6) 報道媒体の活用及び協力要請 1 (7) 過去の災害教訓の伝承	
	第3節 防災のための教育	(市)本部班(防災課)、学校教育班(学校教育課)、こども班(こども課)	1 (1) 児童生徒等に対する安全教育 1 (2) 関係職員の専門的知識の かん 養及び技能の向上 1 (3) 防災思想の普及 1 (4) 登下校（登降園）の安全確保 2 市職員の防災教育	第3節 防災のための教育	防災課、学校教育課、こども課	1 (1) 児童生徒等に対する安全教育 1 (2) 関係職員の専門的知識の かん 養及び技能の向上 1 (3) 防災思想の普及 1 (4) 登下校（登降園）の安全確保 2 市職員の防災教育	
		防災関係機関	3 防災教育の実施		防災関係機関	3 防災教育の実施	
	第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、消防署	1 (1) 防災意識調査の実施 1 (2) 耐震診断の実施 1 (3) 地震に関する相談の実施	第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	防災課、建築課、消防署	1 (1) 防災意識調査の実施 1 (2) 耐震診断の実施 1 (3) 地震に関する相談の実施	
99	第1節 防災訓練の実施 (略)			第1節 防災訓練の実施 (略)			1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
101	3 市及び学校等管理者における措置			3 市及び国立・私立学校管理者における措置			
101	第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市及び警察における措置 (1) 防災意識の啓発 (略)			第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市及び警察における措置 (1) 防災意識の啓発 (略)			1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
102	ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動 (略)			ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動 (略)			
103	(6) 報道媒体の活用及び協力要請 (略) 電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。 (7) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公			(6) 報道媒体の活用及び協力要請 (略) 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。 (7) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公			(継続中の取組について、防災

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由												
103	開に努めるものとする。 (追加)	公開に努めるものとする。 さらに、 <u>国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u>	基本計画の書きぶりを踏まえて追記)												
103	第3節 防災のための教育 1 市及び <u>学校</u> 等管理者における措置 (略) (1) 児童生徒等に対する防災教育 (略) また、防災教育は、学級会活動、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。	第3節 防災のための教育 1 市及び <u>国立・私立学校</u> 等管理者における措置 (略) (1) 児童生徒等に対する防災教育 (略) また、防災教育は、学級会活動、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理) (防災基本計画の修正を踏まえた修正)												
106	第12章 震災に関する調査研究の推進	第12章 震災に関する調査研究の推進													
106	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>震災に関する調査研究の推進</td><td><u>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u></td><td>1 (1) 基礎的調査 (本市の自然・社会的条件に関する調査) 1 (2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 1 (3) 被害想定に関する調査研究 1 (4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 1 (5) 防災カルテ等の整備 1 (6) 地籍調査</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	震災に関する調査研究の推進	<u>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u>	1 (1) 基礎的調査 (本市の自然・社会的条件に関する調査) 1 (2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 1 (3) 被害想定に関する調査研究 1 (4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 1 (5) 防災カルテ等の整備 1 (6) 地籍調査	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>震災に関する調査研究の推進</td><td>防災課、土木港湾課</td><td>1 (1) 基礎的調査 (本市の自然・社会的条件に関する調査) 1 (2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 1 (3) 被害想定に関する調査研究 1 (4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 1 (5) 防災カルテ等の整備 1 (6) 地籍調査</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	震災に関する調査研究の推進	防災課、土木港湾課	1 (1) 基礎的調査 (本市の自然・社会的条件に関する調査) 1 (2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 1 (3) 被害想定に関する調査研究 1 (4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 1 (5) 防災カルテ等の整備 1 (6) 地籍調査	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置													
震災に関する調査研究の推進	<u>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</u>	1 (1) 基礎的調査 (本市の自然・社会的条件に関する調査) 1 (2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 1 (3) 被害想定に関する調査研究 1 (4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 1 (5) 防災カルテ等の整備 1 (6) 地籍調査													
区 分	機関名	主 な 措 置													
震災に関する調査研究の推進	防災課、土木港湾課	1 (1) 基礎的調査 (本市の自然・社会的条件に関する調査) 1 (2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 1 (3) 被害想定に関する調査研究 1 (4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 1 (5) 防災カルテ等の整備 1 (6) 地籍調査													
106	第1節 震災に関する調査研究の推進 (略)	第1節 震災に関する調査研究の推進 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等												
107	(5) 防災カルテ等の整備 市は、防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル(略)	(5) 防災カルテ等の整備 市は、防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティ <u>二</u> レベル(略)	(表記の整理)												

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																										
108	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策																											
108	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																											
108	主な機関の措置	主な機関の措置	2. 碧南市各部署局における活動の反映等																										
109	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">第3節 災害救助法の適用</td><td>県</td><td>1 (1) 災害救助法の適用 1 (2) 救助の実施 1 (3) 市町村への委任 1 (4) 救助の委任の留意点 1 (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 1 (6) 災害救助法が適用された場合の留意事項</td></tr><tr><td>(市) 本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)、水道班(水道課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、土木施設管理班(土木港湾課) 本部班は総括</td><td>2 (1) 救助の実施 2 (2) 県が行う救助の補助</td></tr><tr><td>日本赤十字社愛知県支部</td><td>3 救助の実施</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第3節 災害救助法の適用	県	1 (1) 災害救助法の適用 1 (2) 救助の実施 1 (3) 市町村への委任 1 (4) 救助の委任の留意点 1 (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 1 (6) 災害救助法が適用された場合の留意事項	(市) 本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)、水道班(水道課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、土木施設管理班(土木港湾課) 本部班は総括	2 (1) 救助の実施 2 (2) 県が行う救助の補助	日本赤十字社愛知県支部	3 救助の実施	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">第3節 災害救助法の適用</td><td>県</td><td>1 (1) 災害救助法の適用 1 (2) 救助の実施 1 (3) 市町村への委任 1 (4) 救助の委任の留意点 1 (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 1 (6) 災害救助法が適用された場合の留意事項</td></tr><tr><td>(市) 本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課、行政課)、水道班(水道課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、遺体安置班(市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課)、土木施設管理班(土木港湾課) 本部班は総括</td><td>2 (1) 救助の実施 2 (2) 県が行う救助の補助</td></tr><tr><td>日本赤十字社愛知県支部</td><td>3 救助の実施</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第3節 災害救助法の適用	県	1 (1) 災害救助法の適用 1 (2) 救助の実施 1 (3) 市町村への委任 1 (4) 救助の委任の留意点 1 (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 1 (6) 災害救助法が適用された場合の留意事項	(市) 本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課、行政課)、水道班(水道課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、遺体安置班(市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課)、土木施設管理班(土木港湾課) 本部班は総括	2 (1) 救助の実施 2 (2) 県が行う救助の補助	日本赤十字社愛知県支部	3 救助の実施	(表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																											
(略)	(略)	(略)																											
第3節 災害救助法の適用	県	1 (1) 災害救助法の適用 1 (2) 救助の実施 1 (3) 市町村への委任 1 (4) 救助の委任の留意点 1 (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 1 (6) 災害救助法が適用された場合の留意事項																											
	(市) 本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)、水道班(水道課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、土木施設管理班(土木港湾課) 本部班は総括	2 (1) 救助の実施 2 (2) 県が行う救助の補助																											
	日本赤十字社愛知県支部	3 救助の実施																											
区 分	機関名	主 な 措 置																											
(略)	(略)	(略)																											
第3節 災害救助法の適用	県	1 (1) 災害救助法の適用 1 (2) 救助の実施 1 (3) 市町村への委任 1 (4) 救助の委任の留意点 1 (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 1 (6) 災害救助法が適用された場合の留意事項																											
	(市) 本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課、行政課)、水道班(水道課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、遺体安置班(市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課)、土木施設管理班(土木港湾課) 本部班は総括	2 (1) 救助の実施 2 (2) 県が行う救助の補助																											
	日本赤十字社愛知県支部	3 救助の実施																											
109	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営	2. 碧南市各部署局における活動の反映等																										
	1 市における措置	1 市における措置																											
	(1) 市災害対策本部の設置	(1) 市災害対策本部の設置																											
	(略)	(略)																											
110	イ 災害対策本部	イ 災害対策本部	(表記の整理)																										
	災害対策本部の設置場所は以下のとおりとする。しかし、何らかの理由により市役所に本部が設置できない場合は、碧南市文化会館内に本部を設置する。	災害対策本部の設置場所は以下のとおりとする。しかし、何らかの理由により市役所に本部が設置できない場合は、碧南市文化会館又は東部市民プラザ内に本部を設置する。																											

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																																																												
110	(略) (5) 本部長（市長）不在時における意思決定 (略) イ 副本部長が本部長の職務を代理できない場合には、碧南市行政組織規則第22条の規定に準ずるものとする。	(略) (5) 本部長（市長）不在時における意思決定 (略) イ 副本部長が本部長の職務を代理できない場合には、 <u>防災監（市民協働部長）を最優先にするほか</u> 、碧南市行政組織規則第22条の規定に準ずるものとする。	(表記の整理)																																																																												
111	(6) 本部員会議 ア 本部員会議の協議事項 (略) (ウ) <u>避難の指示又は避難勧告</u> に関すること。	(6) 本部員会議 ア 本部員会議の協議事項 (略) (ウ) 避難 <u>情報</u> に関すること。																																																																													
115	第3節 災害救助法の適用 1 県における措置 (略)	第3節 災害救助法の適用 1 県における措置 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等																																																																												
116	(3) 市町村への委任 <table><tr><th rowspan="2">救助の種類（市担当部署）</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>食品の給与（<u>供給班</u>）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>飲料水の供給（水道班）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>被服、寝具の給与（<u>供給班</u>）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>学用品の給与</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>市町村立小・中学校等児童生徒分（学校教育班）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td><td colspan="2">県（県民文化局、教育委員会）</td></tr><tr><td>埋葬（<u>市民班</u>）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>死体の搜索及び処理（<u>市民班</u>）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去（土木施設管理班）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr></table>	救助の種類（市担当部署）	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	(略)	(略)	(略)	食品の給与（ <u>供給班</u> ）	市（県が委任）		飲料水の供給（水道班）	市（県が委任）		被服、寝具の給与（ <u>供給班</u> ）	市（県が委任）		(略)	(略)	(略)	学用品の給与			市町村立小・中学校等児童生徒分（学校教育班）	市（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）		埋葬（ <u>市民班</u> ）	市（県が委任）		死体の搜索及び処理（ <u>市民班</u> ）	市（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去（土木施設管理班）	市（県が委任）		(3) 市町村への委任 <table><tr><th rowspan="2">救助の種類（市担当部署）</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>食品の給与（<u>調達班</u>）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>飲料水の供給（水道班）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>被服、寝具の給与（<u>調達班</u>）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>学用品の給与</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>市立学校児童生徒分（学校教育班）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>県立学校、私立学校等児童生徒分</td><td colspan="2">県（県民文化局、教育委員会）</td></tr><tr><td>埋葬（<u>遺体安置班</u>）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>死体の搜索及び処理（<u>遺体安置班</u>）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去（土木施設管理班）</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr></table>	救助の種類（市担当部署）	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	(略)	(略)	(略)	食品の給与（ <u>調達班</u> ）	市（県が委任）		飲料水の供給（水道班）	市（県が委任）		被服、寝具の給与（ <u>調達班</u> ）	市（県が委任）		(略)	(略)	(略)	学用品の給与			市立学校児童生徒分（学校教育班）	市（県が委任）		県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）		埋葬（ <u>遺体安置班</u> ）	市（県が委任）		死体の搜索及び処理（ <u>遺体安置班</u> ）	市（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去（土木施設管理班）	市（県が委任）		(表記の整理) 1. 県の地域防災計画の修正の反映 (市町村立特別支援学校分については、市町村が負担することとなっているため。)
救助の種類（市担当部署）	実施者																																																																														
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																													
(略)	(略)	(略)																																																																													
食品の給与（ <u>供給班</u> ）	市（県が委任）																																																																														
飲料水の供給（水道班）	市（県が委任）																																																																														
被服、寝具の給与（ <u>供給班</u> ）	市（県が委任）																																																																														
(略)	(略)	(略)																																																																													
学用品の給与																																																																															
市町村立小・中学校等児童生徒分（学校教育班）	市（県が委任）																																																																														
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）																																																																														
埋葬（ <u>市民班</u> ）	市（県が委任）																																																																														
死体の搜索及び処理（ <u>市民班</u> ）	市（県が委任）																																																																														
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去（土木施設管理班）	市（県が委任）																																																																														
救助の種類（市担当部署）	実施者																																																																														
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																													
(略)	(略)	(略)																																																																													
食品の給与（ <u>調達班</u> ）	市（県が委任）																																																																														
飲料水の供給（水道班）	市（県が委任）																																																																														
被服、寝具の給与（ <u>調達班</u> ）	市（県が委任）																																																																														
(略)	(略)	(略)																																																																													
学用品の給与																																																																															
市立学校児童生徒分（学校教育班）	市（県が委任）																																																																														
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）																																																																														
埋葬（ <u>遺体安置班</u> ）	市（県が委任）																																																																														
死体の搜索及び処理（ <u>遺体安置班</u> ）	市（県が委任）																																																																														
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去（土木施設管理班）	市（県が委任）																																																																														

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																		
118	第2章 避難行動	第2章 避難行動																			
118	主な機関の措置	主な機関の措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等																		
	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 避難の指示</td><td>(市) 本部班(防災課)</td><td>1(1) 避難の指示 (略) 3 避難の勧告・指示の内容 4 避難の措置と周知</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第2節 避難の指示	(市) 本部班(防災課)	1(1) 避難の指示 (略) 3 避難の勧告・指示の内容 4 避難の措置と周知	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 避難の指示</td><td>(市) 本部班(防災課)</td><td>1(1) 避難の指示 (略) 3 避難の指示の内容 4 避難の措置と周知</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第2節 避難の指示	(市) 本部班(防災課)	1(1) 避難の指示 (略) 3 避難の指示の内容 4 避難の措置と周知	(表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																			
(略)	(略)	(略)																			
第2節 避難の指示	(市) 本部班(防災課)	1(1) 避難の指示 (略) 3 避難の勧告・指示の内容 4 避難の措置と周知																			
区 分	機関名	主 な 措 置																			
(略)	(略)	(略)																			
第2節 避難の指示	(市) 本部班(防災課)	1(1) 避難の指示 (略) 3 避難の指示の内容 4 避難の措置と周知																			
118	第1節 津波警報等の伝達	第1節 津波警報等の伝達	1. 県の地域防災計画の修正の反映																		
120	2 津波警報等情報の伝達	2 津波警報等情報の伝達																			
	(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。 津波警報等の伝達系統図	(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。 津波警報等の伝達系統図	(気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先の見直しに従った修正)																		

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
120	※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 注) 二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。	※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 注) 二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。	
121	第2節 避難の指示 1 市における措置 (略) (2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。 (略)	第2節 避難情報 1 市における措置 (略) (2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。<u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u> (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理) (防災基本計画の修正を踏まえた修正)
122	4 避難の措置と周知 (1) 住民への周知徹底 (略) イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、コミュニティFM、(略)	4 避難の措置と周知 (1) 住民への周知徹底 (略) イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、コミュニティFM、(略)	2. 碧南市各局における活動の反映等 (表記の整理)
122	第3節 住民等の避難誘導等 1 住民等の避難誘導等 (略) (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員児童委員や地域住民と連携して行うものとする。 (略) 2 避難行動要支援者の支援 (略) (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導	第3節 住民等の避難誘導等 1 住民等の避難誘導等 (略) (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。 (略) 2 避難行動要支援者の支援 (略) (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (追記（防災基本計画の表記と統一））
123	地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導	地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由												
	を実施するものとする。	得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。													
124	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報													
124	主な機関の措置	主な機関の措置													
	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 被害状況等の 収集・伝達</td><td>(略)</td><td>1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) 行方不明者の情報収集 (略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 被害状況等の 収集・伝達	(略)	1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) 行方不明者の情報収集 (略)	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 被害状況等の 収集・伝達</td><td>(略)</td><td>1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) <u>安否不明者</u>・行方不明者の情報収集 (略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 被害状況等の 収集・伝達	(略)	1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) <u>安否不明者</u> ・行方不明者の情報収集 (略)	
区 分	機関名	主 な 措 置													
第1節 被害状況等の 収集・伝達	(略)	1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) 行方不明者の情報収集 (略)													
区 分	機関名	主 な 措 置													
第1節 被害状況等の 収集・伝達	(略)	1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) <u>安否不明者</u> ・行方不明者の情報収集 (略)													
125	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達	1. 県の地域防災計画の修正の反映												
	1 市における措置	1 市における措置													
	(略)	(略)													
	(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告	(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告	(防災情報システムの改修更新に伴う修正												
	(略)	(略)													
125	<u>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u>	<u>報告にあたり、</u> 市長は県防災情報システムを有効に活用するものとする。													
	(3) 行方不明者の情報収集	(3) <u>安否不明者</u> ・行方不明者の情報収集	(「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映)												
	搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。	搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域(海上を含む。)内で <u>安否不明</u> ・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、 <u>安否不明者</u> ・行方不明者として把握した者が、(略)													
	また、行方不明者として把握した者が、(略)														
	(4) 火災、災害即報要領に基づく報告	(4) 火災、災害即報要領に基づく報告													
	ア 市は、火災、 <u>災害即報要領</u> (略)	ア 市は、火災、 <u>災害即報要領</u> (略)													
127	3 市の災害情報・被害状況の報告の方法	3 市の災害情報・被害状況の報告の方法	2. 碧南市各部署における活動の反映等												
	(1) 災害情報等の報告要領	(2) 災害情報等の報告要領													
	(略)	(略)													
	イ 報告の内容	イ 報告の内容													

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
127	(ア) 被害の概況（原因、地区名、時）及び地域の気象状況 (イ) 消防・水防機関等の出動状況 (ウ) 応援要請の状況 (エ) <u>避難命令、勧告及び指示</u> の状況	(ア) 被害の概況（原因、地区名、時）及び地域の気象状況 (イ) 消防・水防機関等の出動状況 (ウ) 応援要請の状況 (エ) <u>避難情報</u> の状況	(表記の整理)
128	第2節 通信手段の確保	第2節 通信手段の確保	1. 県の地域防災計画の修正の反映
130	1 市における措置 (略) (6) <u>孤立防止用無線電話等の使用</u> 災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、特に郡部において孤立地区の発生が予想されるため西日本電信電話株式会社では、超小型衛星通信装置（ku-1ch）を一部の市役所や学校等に常置し、孤立防止を図っているので、東三河総局・県民事務所等（方面本部）、地方機関にあつては、防災行政無線電話、一般加入電話等の途絶に際しては、この無線電話を使用し、災害情報の報告等通信の確保に努めるものとする。 (7) 電話・電報施設の優先利用 (略) (8) 放送の依頼 (略) (9) 県防災情報システムの使用 (略)	1 市における措置 (略) <u>(削除)</u> (6) 電話・電報施設の優先利用 (略) (7) 放送の依頼 (略) (8) 県防災情報システムの使用 (略)	
131	第3節 広報	第3節 広報・<u>広聴</u>	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
133	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																													
133	主な機関の措置	主な機関の措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																																													
134	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</td><td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、供給班(商工課)、調達班(行政課、資産活用課) 消防署</td><td>1 (1) 緊急輸送ルートの確保 1 (2) 救助・救急、消火活動 1 (3) 災害医療活動 1 (4) 物資調達 1 (5) 燃料供給</td></tr></table>	区 分		機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、供給班(商工課)、調達班(行政課、資産活用課) 消防署	1 (1) 緊急輸送ルートの確保 1 (2) 救助・救急、消火活動 1 (3) 災害医療活動 1 (4) 物資調達 1 (5) 燃料供給	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</td><td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課、資産活用課) 消防署</td><td>1 (1) 緊急輸送ルートの確保 1 (2) 救助・救急、消火活動 1 (3) 災害医療活動 1 (4) 物資調達 1 (5) 燃料供給</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課、資産活用課) 消防署	1 (1) 緊急輸送ルートの確保 1 (2) 救助・救急、消火活動 1 (3) 災害医療活動 1 (4) 物資調達 1 (5) 燃料供給																											
区 分	機関名	主 な 措 置																																														
(略)	(略)	(略)																																														
第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、供給班(商工課)、調達班(行政課、資産活用課) 消防署	1 (1) 緊急輸送ルートの確保 1 (2) 救助・救急、消火活動 1 (3) 災害医療活動 1 (4) 物資調達 1 (5) 燃料供給																																														
区 分	機関名	主 な 措 置																																														
(略)	(略)	(略)																																														
第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課、資産活用課) 消防署	1 (1) 緊急輸送ルートの確保 1 (2) 救助・救急、消火活動 1 (3) 災害医療活動 1 (4) 物資調達 1 (5) 燃料供給																																														
136	第3節 自衛隊の災害派遣 (略)	第3節 自衛隊の災害派遣 (略)																																														
138	5 災害派遣された自衛隊の活動範囲	5 災害派遣された自衛隊の活動範囲																																														
	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>炊飯及び給水</td><td>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</td></tr><tr><td>(追加)</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	項 目	内 容	(略)	(略)	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	(追加)		(略)	(略)	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>給食及び給水</td><td>被災者に対し、給食及び給水を実施する。</td></tr><tr><td>入浴支援</td><td>被災者に対し、入浴支援を実施する。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	項 目	内 容	(略)	(略)	給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。	(略)	(略)																										
項 目	内 容																																															
(略)	(略)																																															
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。																																															
(追加)																																																
(略)	(略)																																															
項 目	内 容																																															
(略)	(略)																																															
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。																																															
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。																																															
(略)	(略)																																															
141	第6節 防災活動拠点 2 防災活動拠点の確保等	第6節 防災活動拠点 2 防災活動拠点の確保等	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																																													
142	表1 防災活動拠点の区分と要件等	表1 防災活動拠点の区分と要件等																																														
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>1 地区防災活動拠点</th><th>2 地域防災活動拠点</th><th>3 広域防災活動拠点</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr><tr><td rowspan="2">要件</td><td>面積</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>施設設備</td><td>できれば倉庫等</td><td>できれば倉庫、宿泊施設等</td><td>倉庫等宿泊施設</td><td>倉庫等宿泊施設</td><td>倉庫等滑走路</td><td></td></tr></table>	区分		1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4	5	6	要件	面積	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等宿泊施設	倉庫等宿泊施設	倉庫等滑走路		<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>1 地区防災活動拠点</th><th>2 地域防災活動拠点</th><th>3 広域防災活動拠点</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th></tr><tr><td rowspan="2">要件</td><td>面積</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>施設設備</td><td>できれば倉庫等</td><td>できれば倉庫、宿泊施設等</td><td>倉庫等 できれば 宿泊施設</td><td>倉庫等宿泊施設</td><td>倉庫等滑走路</td><td></td></tr></table>	区分		1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4	5	6	要件	面積	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等 できれば 宿泊施設	倉庫等宿泊施設	倉庫等滑走路	
区分		1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4	5	6																																									
要件	面積	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																									
	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等宿泊施設	倉庫等宿泊施設	倉庫等滑走路																																										
区分		1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4	5	6																																									
要件	面積	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																									
	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等 できれば 宿泊施設	倉庫等宿泊施設	倉庫等滑走路																																										
145	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策	1. 県の地域防災計画の修正の																																													
145	基本方針 ○ 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅	基本方針 ○ 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を																																														

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																														
145	速かつ円滑に行うために、<u>愛知県防災航空隊に依頼して</u>、防災ヘリコプターを活用する。 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>県</td><td>○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動 ○航空機の運用調整</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				県	○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動 ○航空機の運用調整				迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>県</td><td>○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動調整 ○航空機の運用調整</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				県	○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動調整 ○航空機の運用調整				反映 (ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。)
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																													
(略)	(略)																																
県	○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動 ○航空機の運用調整																																
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																													
(略)	(略)																																
県	○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動調整 ○航空機の運用調整																																
147	第2節 海上における避難救出活動 1 第四管区海上保安本部における措置 (略) (4) 船舶交通の安全確保対策 (略) イ 津波により在港船が遭難する恐れがある場合又は船舶交通の安全を確保する必要がある場合には、在港船舶に対する避難勧告、港の出入口付近等における交通整理等必要な措置を講ずる。	第2節 海上における避難救出活動 1 第四管区海上保安本部における措置 (略) (4) 船舶交通の安全確保対策 (略) イ 津波により在港船が遭難する恐れがある場合又は船舶交通の安全を確保する必要がある場合には、在港船舶に対する避難勧告 <u>(港則法)</u>、港の出入口付近等における交通整理等必要な措置を講ずる。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																														
148	第3節 航空機の活用 1 市における措置 (防災ヘリコプターの応援要請) 市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ<u>県(防災安全局消防保安課防災航空グループ)</u>に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を<u>知事</u>に提出する<u>ものとする</u>。 (略) (7) その他必要な事項 ※緊急出動要請先 <u>愛知県防災安全局消防保安課防災航空グループ</u>	第3節 航空機の活用 1 市における措置 (防災ヘリコプターの応援要請) 市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ<u>名古屋市消防航空隊</u>に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。 (略) (7) その他必要な事項 ※緊急出動要請先 <u>名古屋市消防航空隊</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。)																														
149	TEL 0568-29-3121 FAX 0568-29-3123 ◆資料編 (資料12-18)愛知県防災ヘリコプター支援協定	<table><tr><th>区 分</th><th>通 報 先</th></tr><tr><td>8時45分から 17時30分まで</td><td>名古屋市消防航空隊 電 話：0568-54-1190 F A X：0568-28-0721</td></tr><tr><td>17時30分から 8時45分まで</td><td>名古屋市防災指令センター 電 話：052-961-0119 F A X：052-953-0119</td></tr></table>	区 分	通 報 先	8時45分から 17時30分まで	名古屋市消防航空隊 電 話：0568-54-1190 F A X：0568-28-0721	17時30分から 8時45分まで	名古屋市防災指令センター 電 話：052-961-0119 F A X：052-953-0119	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																								
区 分	通 報 先																																
8時45分から 17時30分まで	名古屋市消防航空隊 電 話：0568-54-1190 F A X：0568-28-0721																																
17時30分から 8時45分まで	名古屋市防災指令センター 電 話：052-961-0119 F A X：052-953-0119																																

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
150	第6章 消防活動・危険性物質対策	◆資料編(資料12-18)愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定 第6章 消防活動・危険性物質対策	
151	第1節 消防活動 1 消防署の措置 (略) (2) 大震火災防御計画の樹立 (略) イ 大震火災防御計画の推進 (略)	第1節 消防活動 1 消防署の措置 (略) (2) 大震火災防御計画の樹立 (略) イ 大震火災防御計画の推進 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
152	(カ) 部隊運用要領 a 消防の組織 (略) (b) 消防団本部の設置 消防団長は、消防署長の指揮の下、(略)	(カ) 部隊運用要領 a 消防の組織 (略) (b) 消防団本部の設置 消防団長は、消防署長の所轄の下、(略)	
153	(3) 広域的な消防部隊の応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び(略)	(3) 広域的な消防部隊の応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、衣浦東部広域連合を通じ、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
153	2 消防団における措置 (1) 延焼火災その他災害の防御 消防団は地域に密着した防災機関として、(略) エ 避難方向の指示 避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。	2 消防団における措置 (1) 延焼火災その他災害の防御 消防団は地域に密着した防災機関として、(略) エ 避難方向の指示 避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
157	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
158	第1節 医療救護	第1節 医療救護	2. 碧南市各部署における活動の反映等
159	1 市、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会、消防署における措置 (略)	1 市、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会、消防署における措置 (略)	(表記の整理)
160	(3) 救急搬送の実施 (略) イ 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ搬送する場合については、 <u>県防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の派遣要請を県に依頼する。</u> (追加) ウ 第四管区海上保安本部は、(略) (略) (4) 医薬品その他衛生材料の確保 (市) (略) イ 陸上の交通手段が確保できない場合は、防災ヘリコプターの出動を県に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。 (略) (5) 血液製剤の確保 (市) (略) ウ 通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターを出動を県に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。(略) 2 災害拠点病院における措置 (略) ◆資料編 (資料9－2)災害拠点病院及びDMAT指定医療機関 (西三河南部 <u>地域</u>)	(3) 救急搬送の実施 (略) イ 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)へ搬送する場合については、 <u>名古屋市消防航空隊、自衛隊ヘリコプター等の派遣要請を行う。</u> <u>ウ 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリ等を活用する。</u> <u>エ 第四管区海上保安本部は、(略)</u> (略) (4) 医薬品その他衛生材料の確保 (市) (略) イ 陸上の交通手段が確保できない場合は、防災ヘリコプターの出動を <u>名古屋市消防航空隊</u> に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。 (略) (5) 血液製剤の確保 (市) (略) ウ 通常の輸送体制がとれない場合は、防災ヘリコプターを出動を <u>名古屋市消防航空隊</u> に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。(略) 2 災害拠点病院における措置 (略) ◆資料編 (資料9－2)災害拠点病院及びDMAT指定医療機関 (西三河南部西医療圏)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。)
161	第2節 防疫・保健衛生 (略)	第2節 防疫・保健衛生 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
162	1 市における措置 (略) (4) 栄養指導等 ア 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。	1 市における措置 (略) (4) 栄養指導等 ア 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u>	反映 (防災基本計画の修正を踏まえた修正)
165	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	
167	第1節 道路交通規制等 (略)	第1節 道路交通規制等 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等
169	3 規制の標識等 (1) 規制標識 ア 道路法第45条(道路標識等の設置等)によるもの イ 道路交通法第4条(道路標識等の設置等)によるもの	3 規制の標識等 (1) 規制標識 ア 道路法第45条(道路標識等の設置)によるもの イ 道路交通法第4条(公安委員会の交通規制)によるもの	(表記の整理)
171	(略) 7 相互協力 (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。	(略) 7 相互協力 (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を行い、適切な交通規制を行うようにする。	
171	第2節 道路施設対策 1 市における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (略)	第2節 道路施設対策 1 市における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映
172	ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいけない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。	ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がいけない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。	(表記の整理)

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
172	(略)	(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
173	2 中部地方整備局における措置 (略)	2 中部地方整備局における措置 (略)	
	(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (略)	(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (略)	
	オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う <u>ものとする</u> 。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。	オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、 <u>て</u> 、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。	
174	(略)	(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
	3 県における措置 (略)	3 県における措置 (略)	
	(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (略)	(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (略)	
	オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う <u>ものとする</u> 。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。	オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。	
177	第5節 緊急輸送手段の確保 1 市における措置 (略)	第5節 緊急輸送手段の確保 1 市における措置 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
179	(5) 自衛隊への輸送要請 市において車両等による輸送の確保が困難なときは、 <u>県</u> 又は自衛隊に対しヘリコプター又は舟艇による輸送を要請するものとする。	(5) 自衛隊 <u>等</u> への輸送要請 市において車両等による輸送の確保が困難なときは、 <u>名古屋市消防航空隊</u> 又は自衛隊に対しヘリコプター又は舟艇による輸送を要請するものとする。	
			1. 県の地域防災計画の修正の反映 (ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。)

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由												
181	第9章 浸水・津波対策	第9章 浸水・津波対策													
181	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 浸水対策</td><td>(市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、消防署</td><td>1 (1) 河川・海岸の点検及び応急復旧 1 (2) 浸水対策資機材の確保 1 (3) 可搬式ポンプによる応急排水 2 市民における措置</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 浸水対策	(市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、消防署	1 (1) 河川・海岸の点検及び応急復旧 1 (2) 浸水対策資機材の確保 1 (3) 可搬式ポンプによる応急排水 2 市民における措置	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 浸水対策</td><td>(市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、消防署 災害復旧協議会</td><td>1 (1) 河川・海岸の点検及び応急復旧 1 (2) 浸水対策資機材の確保 1 (3) 可搬式ポンプによる応急排水 2 市民における措置</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 浸水対策	(市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、消防署 災害復旧協議会	1 (1) 河川・海岸の点検及び応急復旧 1 (2) 浸水対策資機材の確保 1 (3) 可搬式ポンプによる応急排水 2 市民における措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置													
第1節 浸水対策	(市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、消防署	1 (1) 河川・海岸の点検及び応急復旧 1 (2) 浸水対策資機材の確保 1 (3) 可搬式ポンプによる応急排水 2 市民における措置													
区 分	機関名	主 な 措 置													
第1節 浸水対策	(市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、消防署 災害復旧協議会	1 (1) 河川・海岸の点検及び応急復旧 1 (2) 浸水対策資機材の確保 1 (3) 可搬式ポンプによる応急排水 2 市民における措置													
182	第2節 津波対策 1 市における措置 (略) (2) 避難情報の発令、海岸線の監視、巡回等 (略) ウ 市は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、 <u>海水浴客、釣人、サーファー</u> 等への避難指示、 (略)	第2節 津波対策 1 市における措置 (略) (2) 避難情報の発令、海岸線の監視、巡回等 (略) ウ 市は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、釣人等への避難指示、(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)												
184	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策													
185	第1節 避難所の開設・運営 1 市における措置 (略) (4) 避難所の運営	第1節 避難所の開設・運営 1 市における措置 (略) (4) 避難所の運営	1. 県の地域防災計画の修正の反映												
186	キ 要配慮者へ支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員児童委員、 (略)	キ 要配慮者へ支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、 (略)	(児童委員の追記(防災基本計画の表記と統一))												

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																								
189	第3節 帰宅困難者対策 1 市における措置 (追加) (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」（略） (略) (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 (略) (3) その他帰宅困難者への広報 (略) (4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策 (略)	第3節 帰宅困難者対策 1 市における措置 (1) 市域に所在する事業所から一斉に帰宅した場合、避難に大きな障害となることが予想されるため、事業者に対し、社員及び事業所来訪者又は利用者の安全確保のため、滞在場所の確保等の対策を依頼する。 (2) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」（略） (略) (3) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 (略) (4) その他帰宅困難者への広報 (略) (5) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策 (略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																								
191	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	第11章 水・食品・生活必需品等の供給																									
191	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 給水</td><td>(市) 水道班(水道課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 食品の供給</td><td>(市) 供給班(商工課) 社会福祉協議会</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 生活必需物資の供給</td><td>(市) 供給班(商工課)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 給水	(市) 水道班(水道課)	(略)	第2節 食品の供給	(市) 供給班(商工課) 社会福祉協議会	(略)	第3節 生活必需物資の供給	(市) 供給班(商工課)	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 給水</td><td>(市) 水道班(水道課)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 食品の供給</td><td>(市) 調達班(資産活用課、行政課) 社会福祉協議会 日本赤十字社</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 生活必需物資の供給</td><td>(市) 調達班(資産活用課、行政課)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 給水	(市) 水道班(水道課)	(略)	第2節 食品の供給	(市) 調達班(資産活用課、行政課) 社会福祉協議会 日本赤十字社	(略)	第3節 生活必需物資の供給	(市) 調達班(資産活用課、行政課)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																									
第1節 給水	(市) 水道班(水道課)	(略)																									
第2節 食品の供給	(市) 供給班(商工課) 社会福祉協議会	(略)																									
第3節 生活必需物資の供給	(市) 供給班(商工課)	(略)																									
区 分	機関名	主 な 措 置																									
第1節 給水	(市) 水道班(水道課)	(略)																									
第2節 食品の供給	(市) 調達班(資産活用課、行政課) 社会福祉協議会 日本赤十字社	(略)																									
第3節 生活必需物資の供給	(市) 調達班(資産活用課、行政課)	(略)																									
194	第2節 食品の供給 1 市における措置 (略) (4) 米穀の原料調達 (略)	第2節 食品の供給 1 市における措置 (略) (4) 米穀の原料調達 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (国の組織再編)																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

195

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（政策統括官）に要請を行うことができる。（略）

200

第13章 遺体の取扱い

200

主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	○他市町村への応援指示 ○県警と連携し、県医師会に検案を依頼			
碧南市	○遺体の搜索・収容 ○遺体の処理及び一時保存 ○遺体の埋火葬 (追加) ○他市町村又は県への応援要請			
県警、第四管区海上保安本部	○検視（調査）の実施 ○県歯科医師会への応援要請			

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 遺体の搜索・収容	(市) (追加) 市民班(市民課) (追加)	1 (1) 対象者 1 (2) 遺体の搜索 1 (3) 検視（調査） 1 (4) 応援要求 2 災害救助法の適用
第2節 遺体の処理	(市) (追加) 市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、第1医療班(健康課)、第2医療班(市民病院) 県警察、第四管区海上保安本部	1 (1) 遺体の収容及び一時保存 1 (2) 遺体の検視（調査）及び検案 1 (3) 遺体の洗浄等 1 (4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (5) 応援要求 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 3 災害救助法の適用
第3節 遺体の埋火葬	(市) 市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、福祉班(福祉課)、衣浦衛生組合	1 (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1 (2) 遺体の搬送 1 (3) 埋火葬 1 (4) 棺、骨つぼ等の支給 1 (5) 埋火葬相談窓口の設置 1 (6) 応援要求

改正後(令和5年2月修正)

改正理由

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。（略）

第13章 遺体の取扱い

主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	○他市町村への応援指示 ○県警と連携し、県医師会及び県歯科医師会に検案を依頼			
碧南市	○遺体の搜索・収容 ○遺体の処理及び一時保存 ○遺体の埋火葬 ○碧南警察署と連携し、市医師会及び市歯科医師会への応援要請 ○他市町村又は県への応援要請			
県警、第四管区海上保安本部	○検視（調査）の実施 ○県医師会及び県歯科医師会への応援要請			

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 遺体の搜索・収容	(市) 本部班(防災課、遺体安置班(市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課)	1 (1) 対象者 1 (2) 遺体の搜索 1 (3) 検視（調査） 1 (4) 応援要求 2 災害救助法の適用
第2節 遺体の処理	(市) 本部班(防災課、遺体安置班(市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課)、第1医療班(健康課)、第2医療班(市民病院) 県警察、第四管区海上保安本部	1 (1) 遺体の収容及び一時保存 1 (2) 遺体の検視（調査）及び検案 1 (3) 遺体の洗浄等 1 (4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (5) 応援要求 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 3 災害救助法の適用
第3節 遺体の埋火葬	(市) 遺体安置班(市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課)、福祉班(福祉課)、衣浦衛生組合	1 (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1 (2) 遺体の搬送 1 (3) 埋火葬 1 (4) 棺、骨つぼ等の支給 1 (5) 埋火葬相談窓口の設置 1 (6) 応援要求

に伴う修正)

2. 碧南市各部署における活動の反映等

(表記の整理)

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由						
	<table><tr><td></td><td></td><td>2 災害救助法の適用</td></tr></table>			2 災害救助法の適用	<table><tr><td></td><td></td><td>2 災害救助法の適用</td></tr></table>			2 災害救助法の適用	
		2 災害救助法の適用							
		2 災害救助法の適用							
200	第1節 遺体の搜索・収容 (略)	第1節 遺体の搜索・収容 (略)	2. 碧南市各局における活動の反映等 (表記の整理)						
201	2 災害救助法の適用 (略) なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編 (資料1 2－4)災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則	2 災害救助法の適用 (略) なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法、 <u>同法施行令及び同法</u> 施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編 (資料1 2－4)災害救助法適用基準 <u>等</u>							
202	第2節 遺体の処理 1 市における措置 (略) (2) 遺体の検視 (調査) 及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視 (調査)を得るとともに、医師による遺体 (医師の診療中に死亡した者を除く)の検案 (死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。 <u>(追加)</u> (略) 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 (略) (2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。 3 災害救助法の適用 (略) なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編 (資料1 2－4)災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則	第2節 遺体の処理 1 市における措置 (略) (2) 遺体の検視 (調査) 及び検案 警察官又は海上保安官の遺体の検視 (調査)を得るとともに、医師による遺体 (医師の診療中に死亡した者を除く)の検案 (死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。 <u>なお、検案の実施については、市と碧南警察署が連携し、碧南市医師会及び碧南歯科医師会に依頼する。加えて県が県警察と連携し、県医師会及び県歯科医師会に依頼する。</u> (略) 2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置 (略) (2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて <u>県医師会及び</u> 県歯科医師会に応援を要請する。 3 災害救助法の適用 (略) なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法、 <u>同法施行令及び同法</u> 施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編 (資料1 2－4)災害救助法適用基準 <u>等</u>							

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																								
203	第3節 遺体の埋火葬 1 市及び衣浦衛生組合における措置 (略) (2) 遺体の搬送 遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。 (3) 埋火葬 火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。 (4) 棺、骨つぼ等の支給 棺、骨つぼ等を調達し、現物で遺族に支給する。 (略) 2 災害救助法の適用 (略) なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編（資料1 2－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則	第3節 遺体の埋火葬 1 市及び衣浦衛生組合における措置 (略) (2) 遺体の搬送 自己の資力で埋火葬が困難な遺族等又は遺族等が引き取りを拒否した場合に遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。 (3) 埋火葬 火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。 (4) 棺、骨つぼ等の支給 棺、骨つぼ等を調達し、自己の資力で埋火葬が困難な遺族等又は遺族等が引き取りを拒否した場合に現物支給する。 (略) 2 災害救助法の適用 (略) なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法、同法施行令及び同法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ◆資料編（資料1 2－4）災害救助法適用基準等	2．碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)																																								
204	第14章 ライフライン施設等の応急対策	第14章 ライフライン施設等の応急対策																																									
204	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中部電力株式会社 株式会社J E R A</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				中部電力株式会社 株式会社J E R A	(略)				(略)	(略)				主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中部電力パワーグ リット株式会社 株式会社J E R A</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	(略)	(略)				中部電力パワーグ リット株式会社 株式会社J E R A	(略)				(略)	(略)				2．碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																							
(略)	(略)																																										
中部電力株式会社 株式会社J E R A	(略)																																										
(略)	(略)																																										
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																							
(略)	(略)																																										
中部電力パワーグ リット株式会社 株式会社J E R A	(略)																																										
(略)	(略)																																										
205	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 電力施設対策</td><td>(市) 本部班(防災課)、 情報・調整班(秘書情報 課) 中部電力株式会社</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 電力施設対策	(市) 本部班(防災課)、 情報・調整班(秘書情報 課) 中部電力株式会社	(略)	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第1節 電力施設対策</td><td>(市) 本部班(防災課)、 情報・調整班(秘書情報 課)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 電力施設対策	(市) 本部班(防災課)、 情報・調整班(秘書情報 課)	(略)	2．碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)																												
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																									
第1節 電力施設対策	(市) 本部班(防災課)、 情報・調整班(秘書情報 課) 中部電力株式会社	(略)																																									
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																									
第1節 電力施設対策	(市) 本部班(防災課)、 情報・調整班(秘書情報 課)	(略)																																									

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																										
205	<table><tr><td></td><td>株式会社 J E R A</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">第6節 通信施設の応急措置</td><td>電気通信事業者、移動通信事業者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		株式会社 J E R A		(略)	(略)	(略)	第6節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table><tr><td></td><td>中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">第6節 通信施設の応急措置</td><td>通信事業者、移動通信事業者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A		(略)	(略)	(略)	第6節 通信施設の応急措置	通信事業者、移動通信事業者	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
	株式会社 J E R A																												
(略)	(略)	(略)																											
第6節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、移動通信事業者	(略)																											
	(略)	(略)																											
	(略)	(略)																											
	中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 J E R A																												
(略)	(略)	(略)																											
第6節 通信施設の応急措置	通信事業者、移動通信事業者	(略)																											
	(略)	(略)																											
	(略)	(略)																											
205	第1節 電力施設対策 1 中部電力株式会社、株式会社 J E R Aにおける措置 (略) (2) 情報の収集と伝達 (情報収集伝達系統)	第1節 電力施設対策 1 中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社 J E R Aにおける措置 (略) (2) 情報の収集と伝達 (情報収集伝達系統)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																										
206	刈谷電力センター 碧南サービスステーション 刈谷営業所	岡崎電力センター 刈谷営業所 変電所																											
207	(略) (8) 電源車等の配備(中部電力株式会社)	(略) (8) 電源車等の配備(中部電力パワーグリッド株式会社)																											
212	第6節 通信施設の応急措置 1 電気通信事業者 (西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置 (略) (3) 応急復旧活動の実施 ア 西日本電信電話株式会社 (略)	第6節 通信施設の応急措置 1 通信事業者 (西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置 (略) (3) 応急復旧活動の実施 ア 西日本電信電話株式会社 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理) 2. 碧南市各部署における活動																										

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
212	(イ) 交換機が被災した場合 非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。	(イ) 交換機が被災した場合 非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。	の反映等 (表記の整理)
213	(略) 2 移動通信事業者(株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社)における措置	(略) 2 移動通信事業者(株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社)における措置	
216	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (指定公共機関の追加に伴う修正)
219	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 1 市における措置 (略)	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 1 市における措置 (略)	
220	(5) 被災者の入居及び管理運営 (略) ウ 管理運営及び処分 (略) (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めると共に、(略)	(5) 被災者の入居及び管理運営 (略) ウ 管理運営及び処分 (略) (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めると共に、(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
221	(略) 第5節 住宅の応急修理 1 市における措置 (1) 応急修理の実施 (略) エ 修理の期間 地震災害が発生してから3か月以内(災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)に完了するものとする。(略)	(略) 第5節 住宅の応急修理 1 市における措置 (1) 応急修理の実施 (略) エ 修理の期間 地震災害が発生してから3か月以内(災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)に完了するものとする。(略)	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																																								
224	第16章 学校における対策																																										
224	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>県</td><td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 (追加) ○応援の要求・指示</td><td></td><td></td></tr><tr><td>碧南市</td><td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○学用品の支給 ○応援の要求</td><td></td><td></td></tr><tr><td>国立・私立学校設置者(管理者)</td><td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 (追加) ○応援の要求</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 (追加) ○応援の要求・指示			碧南市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○学用品の支給 ○応援の要求			国立・私立学校設置者(管理者)	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 (追加) ○応援の要求			主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>発災</th><th>3日</th><th>1週間</th><th>復旧対応期</th></tr><tr><td>県</td><td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(県立学校) ○応援の要求・指示</td><td></td><td></td></tr><tr><td>碧南市</td><td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(市立学校) ○応援の要求</td><td></td><td></td></tr><tr><td>国立・私立学校設置者(管理者)</td><td>○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施</td><td>○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(私立学校等) ○応援の要求</td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(県立学校) ○応援の要求・指示			碧南市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(市立学校) ○応援の要求			国立・私立学校設置者(管理者)	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(私立学校等) ○応援の要求			1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																							
県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 (追加) ○応援の要求・指示																																									
碧南市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○学用品の支給 ○応援の要求																																									
国立・私立学校設置者(管理者)	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 (追加) ○応援の要求																																									
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																							
県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(県立学校) ○応援の要求・指示																																									
碧南市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(市立学校) ○応援の要求																																									
国立・私立学校設置者(管理者)	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与(私立学校等) ○応援の要求																																									
225	第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置 1 県(教育委員会)、市及び国立・私立学校設置者(管理者)における措置 (1) 津波警報等の把握・伝達 (略) ア 県立学校等 (略) イ 市立学校等 (略) ウ 国立私立学校等	第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置 1 県(教育委員会)、市及び国立・私立学校設置者(管理者)における措置 (1) 津波警報等の把握・伝達 (略) ア 県立学校 (略) イ 市立学校 (略) ウ 国立・私立学校	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																																								
226	第4節 教科書・学用品等の給与 1 市における措置 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来	第4節 教科書・学用品等の給与 1 市における措置 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来し	1. 県の地域防災計画の修正の反映																																								
227																																											

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																		
	した小・中学校等の児童及び生徒に対して、(略)	た学校の児童・生徒に対して、(略)	(表記の整理)																		
228	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興																			
235	第3章 災害廃棄物処理対策	第3章 災害廃棄物処理対策																			
235	第1節 災害廃棄物処理対策	第1節 災害廃棄物処理対策	1. 県の地域防災計画の修正の反映																		
237	災害時の支援体制 図中：一般社団法人愛知県産業廃棄物協会	災害時の支援体制 図中：一般社団法人愛知県産業資源循環協会	(表記の整理)																		
241	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援																			
241	基本方針 ○ 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。	基本方針 ○ 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。	2. 碧南市各部署における活動の反映等																		
	主な機関の措置	主な機関の措置	(表記の整理)																		
	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 被災者への経済的支援等</td><td>(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、供給班(商工課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第2節 被災者への経済的支援等	(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、供給班(商工課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、	(略)	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2節 被災者への経済的支援等</td><td>(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第2節 被災者への経済的支援等	(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班	(略)	
区 分	機関名	主 な 措 置																			
(略)	(略)	(略)																			
第2節 被災者への経済的支援等	(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、供給班(商工課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、	(略)																			
区 分	機関名	主 な 措 置																			
(略)	(略)	(略)																			
第2節 被災者への経済的支援等	(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班	(略)																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由																		
241	<table><tr><td></td><td>住宅建築班(建築課) 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援 法人(公益財団法人 都道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会</td><td></td></tr></table>		住宅建築班(建築課) 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援 法人(公益財団法人 都道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会		<table><tr><td></td><td>(水道課)、下水道班 (下水道課)、 住宅建築班(建築課) 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援 法人(公益財団法人 都道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会</td><td></td></tr></table>		(水道課)、下水道班 (下水道課)、 住宅建築班(建築課) 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援 法人(公益財団法人 都道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会														
	住宅建築班(建築課) 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援 法人(公益財団法人 都道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会																				
	(水道課)、下水道班 (下水道課)、 住宅建築班(建築課) 日本赤十字社 愛知県支部 被災者生活再建支援 法人(公益財団法人 都道府県センター) 報道機関等 県社会福祉協議会																				
251	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応																			
252	2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応 (略) 4 避難対策等 (1) 地域住民等の避難行動等 市は、(略) 事前避難対象地域(住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域)について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難 <u>勧告</u> 等により事前の避難を促す。	2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応 (略) 4 避難対策等 (1) 地域住民等の避難行動等 市は、(略) 事前避難対象地域(住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域)について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難 <u>指示</u> 等により事前の避難を促す。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																		
256 257	3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 <table><tr><th>発表時間</th><th>キーワード</th><th>各キーワードを付記する条件</th></tr><tr><td>地震発生等から5～30分</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>地震発生等から最短で2時間</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分	(略)	(略)	地震発生等から最短で2時間	(略)	(略)	3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 <table><tr><th>発表時間</th><th>キーワード</th><th>各キーワードを付記する条件</th></tr><tr><td>地震発生等から5～30分<u>後</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>地震発生等から最短で2時間<u>後</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分 <u>後</u>	(略)	(略)	地震発生等から最短で2時間 <u>後</u>	(略)	(略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																			
地震発生等から5～30分	(略)	(略)																			
地震発生等から最短で2時間	(略)	(略)																			
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																			
地震発生等から5～30分 <u>後</u>	(略)	(略)																			
地震発生等から最短で2時間 <u>後</u>	(略)	(略)																			
1	別紙「東海地震に関する事前対策」	別紙「東海地震に関する事前対策」																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁

11

11

現行計画(令和4年2月修正)

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 主要食糧、医薬品の確保	(市) 供給班(商工課)、第1医療班(健康課)、市民病院	1 (1) 主要食糧の確保 1 (2) 医薬品の確保
	日本赤十字社愛知県支部(愛知県赤十字血液センター)	2 愛知県赤十字血液センターにおける措置
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	(略)	(略)
	中部電力株式会社 株式会社JERA	(略)
	(略)	(略)
	電気通信事業者、 移動通信事業者	(略)

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備
(略)

4 中部電力株式会社、株式会社JERAにおける措置
中部電力株式会社、株式会社JERAは、東海地震注意情報、又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し、非常災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。
(略)

6 電気通信事業者及び移動通信事業者における措置

改正後(令和5年2月修正)

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 主要食糧、医薬品の確保	(市) <u>調達班(資産活用課、行政課)</u> 、第1医療班(健康課)、市民病院	1 (1) 主要食糧の確保 1 (2) 医薬品の確保
	日本赤十字社愛知県支部(愛知県赤十字血液センター)	2 愛知県赤十字血液センターにおける措置
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	(略)	(略)
	中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株式会社 株式会社JERA	(略)
	(略)	(略)
	通信事業者、 移動通信事業者	(略)

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備
(略)

4 中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社JERAにおける措置
中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社JERAは、東海地震注意情報、又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し、非常災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。
(略)

6 通信事業者及び移動通信事業者における措置

改正理由

2. 碧南市各部署における活動の反映等

(表記の整理)

1. 県の地域防災計画の修正の反映
(表記の整理)

1. 県の地域防災計画の修正の反映
(表記の整理)

2. 碧南市各部署における活動の反映等

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)			改正後(令和5年2月修正)			改正理由
16	第1節 避難対策	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、避難所班(国保年金課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)	1(1) 避難対象地区の周知 1(2) 避難の <u>勧告</u> 等 1(3) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知 1(4) 屋外における避難生活の運営 1(5) 徒歩による避難の誘導 1(6) 要配慮者に対する支援・配慮 1(7) 出張者、旅行者等の対応	第1節 避難対策	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、避難所班(国保年金課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)	1(1) 避難対象地区の周知 1(2) 避難の <u>指示</u> 等 1(3) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知 1(4) 屋外における避難生活の運営 1(5) 徒歩による避難の誘導 1(6) 要配慮者に対する支援・配慮 1(7) 出張者、旅行者等の対応	(表記の整理)
17		(略)	(略)		(略)	(略)	
		第四管区海上保安本部	(略) 3(3) 津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対する避難勧告 (略)		第四管区海上保安本部	(略) 3(3) 津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対する避難勧告 <u>(港則法)</u> (略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
	第2節 消防、浸水等対策	(市)本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、消防署	(略) 1(4) 要配慮者の避難誘導に対する民生委員児童委員、自主防災会等への活動要請 (略)	第2節 消防、浸水等対策	(市)本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、消防署	(略) 1(4) 要配慮者の避難誘導に対する民生委員・児童委員、自主防災会等への活動要請 (略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	第7節 海上交通	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第四管区海上保安本部	1(1) 津波による危険が予想される海域に係る港・沿岸付近の船舶に対する避難指示及び必要に応じた入港制限等 (略)	第7節 海上交通	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第四管区海上保安本部	1(1) 津波による危険が予想される海域に係る港・沿岸付近の船舶に対する避難 <u>勧告</u> 及び必要に応じた入港制限等 <u>(港則法)</u> (略)	
	第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	(略) 中部電力株式会社 株式会社JERA (略)	(略)	第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	(略) 中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株式会社 株式会社JERA (略)	(略)	
	第9節 生活必需品の確保	(市) <u>供給班(商工課)</u>	1(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請 1(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請 1(3) 各家庭に対する周知	第9節 生活必需品の確保	(市) <u>調達班(資産活用課、行政課)</u>	1(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請 1(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請 1(3) 各家庭に対する周知	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
18	第1節 避難対策 1 市における措置 (1) 避難対象地区の周知 (略)(以下「避難対象地区」という。)を、 <u>警戒宣言発令時の(略)</u> (2) 避難の指示等 ア 防災行政無線(同報系)、広報車等による避難の <u>勧告、指示等</u> の周知			第1節 避難対策 1 市における措置 (1) 避難対象地区の周知 (略)(以下「避難対象地区」という。)を警戒宣言発令時の(略) (2) 避難の指示等 ア 防災行政無線(同報系)、広報車等による避難 <u>情報</u> の周知			2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
19	イ 県警戒本部への避難状況等の報告及び報道機関に対する放送依頼 ウ 避難対象地区の自主防災組織、施設及び事業所への集団避難の指示 エ 県警察への避難勧告、指示等を行った旨の通知及び避難誘導、交通規制等の依頼 (略) (6) 要配慮者に対する支援・配慮 イ 警戒宣言に基づき、市長より避難の <u>勧告又は指示</u> が行われたときは、 (略)	イ 県警戒本部への避難状況等の報告及び報道機関に対する放送依頼 ウ 避難対象地区の自主防災組織、施設及び事業所への集団避難の指示 エ 県警察への避難指示等を行った旨の通知及び避難誘導、交通規制等の依頼 (略) (6) 要配慮者に対する支援・配慮 イ 警戒宣言に基づき、市長より避難の指示が行われたときは、(略)	
20	(略) 3 第四管区海上保安本部における措置 (略) (3) 津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対する避難勧告 第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告を行う。	(略) 3 第四管区海上保安本部における措置 (略) (3) 津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対する避難勧告 <u>(港則法)</u> 第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告 <u>(港則法)</u> を行う。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
21	第2節 消防、浸水等対策 1 市及び消防署における措置 (略) (4) 要配慮者の避難誘導に対する民生委員児童委員、自主防災会等への活動要請	第2節 消防、浸水等対策 1 市及び消防署における措置 (略) (4) 要配慮者の避難誘導に対する民生委員・児童委員、自主防災会等への活動要請	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
26	第7節 海上交通 1 第四管区海上保安本部における措置 第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するために、次の措置をとるものとする。 (1) 津波による危険が予想される海域に係る港・沿岸付近の船舶に対する避難勧告及び必要に応じた入港制限等 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告を行うとともに、必要に応じ入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じ若	第7節 海上交通 1 第四管区海上保安本部における措置 第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するために、次の措置をとるものとする。 (1) 津波による危険が予想される海域に係る港・沿岸付近の船舶に対する避難勧告 <u>(港則法)</u> 及び必要に応じた入港制限等 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告 <u>(港則法)</u> を行うとともに、必要に応じ入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じ若しくは荷	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和4年2月修正)	改正後(令和5年2月修正)	改正理由
26	しくは荷役の中止を命ずる等、所要の措置をとる。	役の中止を命ずる等、所要の措置をとる。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
27	第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係 (略)	第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係 (略)	
28	2 中部電力株式会社、株式会社J E R Aにおける措置 中部電力株式会社、株式会社J E R Aは、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。	2 中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社J E R Aにおける措置 中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社J E R Aは、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。	
29	(略)	(略)	
	5 通信事業者における措置 (略) (1) 地震防災応急対策等に関する広報 (略) エ 西日本電信電話株式会社の名古屋支店における業務実施状況	5 通信事業者における措置 (略) (1) 地震防災応急対策等に関する広報 (略) エ 西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況	